



現代ロシアの国家統一と民族関係立法(三)

渋谷, 謙次郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 53(4):179-292

(Issue Date)

2004-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004968>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004968>



現代ロシアの国家統一と民族関係立法（三）

洪 谷 謙次郎

はじめに

一、帝国と国民国家

二、ロシア・ソ連史における民族と国家

（以上、第五二巻 第四号）

三、ロシア連邦制改革における「主権」、「民族自決権」

（一九九〇～一九四年）

（以上、第五三巻 第一号）

四、九三年憲法体制下における連邦制の法的展開

現代ロシア連邦制の不確定性

民族共和国とダブルスタンダード

条約から立法へ

垂直的権力関係の強化

連邦憲法裁判所と主権論争

連邦憲法裁判所への反逆それとも恭順？

多民族連邦制の将来

資料(翻訳)

- ① ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関(代表機関)および執行機関の組織の一般原則に関する連邦の法律(抜粋訳)

- ② ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立の手続きに関するロシア連邦の憲法的法律

五、民族関係立法(総論)

(以上、本号)
(以上、続く)

四、九三年憲法体制下における連邦制の法的展開

現代ロシア連邦制の不確定性

一般に、連邦制の分析においては、法的連邦制(juridical federalism)(上位権力と下位権力の立法権や司法権の管轄などの仕組み)、財政的連邦制(fiscal federalism)(税制や再分配の仕組み)、民族的連邦制(ethnic federalism)(多民族国家における領土的区画編成と民族関係の仕組み)などの視点が考えられる。

法的連邦制と財政的連邦制は密接に連動する。現代ロシアについては、さらに民族的連邦制の問題がからむ。以下の諸節ではロシア連邦憲法(九三年憲法)下での、主に連邦レベルでの立法権、執行権(大統領権力)、そして司法権(とりわけ憲法裁判所)の相補関係からなる法的連邦制のロジックの展開と、それを十分に貫徹することの

できない諸問題を論じ、時としてそのことと連関する民族的、エスニックなファクターにも言及する（諸民族の実体的権利についての総論・各論は章を改めて論じ、また地方自治の問題については連邦制との関連でしばしば重要な争点となるが、本稿では考察対象としない）。

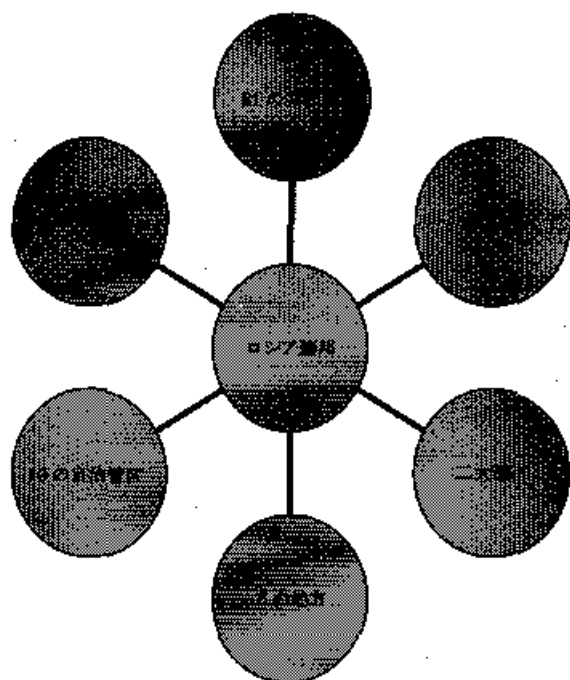
現代ロシアの国家統一という問題設定に際しては、旧ソ連を直撃した「民族問題」の教訓からも、多民族間の利害調整という問題が重要であると同時に、ロシアの多民族連邦制における「統一的な法的空間」、「統一的な憲法的空間」の構築という課題が、当のロシアにおいて、一九九〇年代以降、繰り返し唱えられてきた。ソ連解体過程およびそれ以降のロシアにおいて、「主権」にこだわりをみせてきた連邦構成共和国（タタルスタンやバシコルトスタンなどのいわゆる民族共和国）やそれに触発された諸地域の動きは、国民国家において通常想定されているような法体系の統一性から、およそかけ離れていたからでもある。法的視点からいうと、一九九〇年代のロシア連邦は、統一国家と呼べるようなものではなかった。しばしば近代国家の主権概念や主権の保持者である国民概念について、「単一かつ不可分」が強調されるが、ロシアでは「単一であるが分割可能」といった（皮肉をこめた）論評すらあった。

あるべく法的階層性からの逸脱、規範と現状との乖離は、いかなる国においてもあり得ることだが、ロシアにおいてはその程度が著しく、司法的回路を通じた修復も必ずしもうまく作用しているわけではなかった（ロシアにおいては、場合によって連邦憲法裁判所の判決も地方の指導者によって無視される）。ただし、そのことは、ロシアでは法が適切に執行されないという、いわゆる「法ニヒリズム」のような文化的遺伝子、歴史的宿命論から説明されるだけでは不十分であり、やはりロシアの連邦構成主体が、他ならぬ体制転換の混乱の中、連邦と連邦構成主体との間の管轄事項や権限の区分が定まらない状況下で、立法の空白を埋めていく必要性に現実的に直面していったという要因にも規定されている。その場合、連邦法を頂点としたピラミッド型の法的階層性などというものは、そ

もそも実現できるわけではない。権限区分に関連する個別の連邦法の制定が遅れることもあった。また、上位規範は抽象的で漠然としていることが多いため、下位法令などが実質的な効力をもつ場合も多い。そして、後になって下位法令が実は連邦憲法や連邦の法律に違反しているのではないか、あるいはそもそもそうした法令を採択する権限が連邦構成主体にはないのではないかと指摘されることも頻繁になっていった。

そうした現象が混乱期の収束をもつて止むかというところ、そうでもなく、既得権は既成事実ともなる。しかし、そうした「否定的」徴候は、必ずしもマイナス要因ばかりとはいえず、「混乱」や「無秩序」を口実に連邦中央権力が過度に権力を奪還、保持し過ぎることに警戒する必要がある。九〇年代に生じた法的階層性のゆがみを正すために、実際、強大な大統領権力によって「法治国家」の名の下に、連邦憲法や連邦法を遵守しない連邦構成主体に様々な圧力が加えられていくという状況も強まっていた（主にブーチン時代）。「法律の独裁」(Законная диктатура) という奇妙な文句や秩序の回復を掲げ、さもなくば強硬手段も辞さない——その端的な表れは第二次チエチン戦争や「テロとの闘い」——という大統領の姿勢が、高支持率の獲得し続けたのは、「法ニヒリズム」が「法フェティシズム」とも互換的であることを示唆していた（法や秩序の擁護が人権や自由の尊重を必ずしも意味しないように）。

すでに前稿で若干触れたように、一九九三年二月にレフエレンダムで採択されたロシア連邦憲法（九三年憲法）は、前文で諸民族の自決権と同権をうたい、非ロシア系の名称をもつ二一の連邦構成共和国に関しては、それを第五条で「国家」と認めている一方で、九二年三月に締結された連邦条約でなされていたような主権共和国という規定はみられなかった。ロシアにおける「主権」とは、「多民族からなる人民」に発しつづロシア連邦全体に属するものであり、連邦憲法および連邦の法律が全領土で優越するとされた（第四条）。そして、「国家」としての共和国のほか、地方、州、連邦的意義を有する都市（モスクワ、サンクトペテルブルクの二大都市）、自治州、自治管区と



いった総計八九に及ぶ連邦構成主体が、連邦国家権力との関係で相互に「同権」とされた(第五条四項)。

ロシアは、様々な不均質な連邦構成主体からなるといふ意味で、ソ連時代の「民族国家建設」やその他の行政的領土区画に由来する「非対称的連邦」構造の名残を多分にとどめているが、形式的には、すべての連邦構成主体が「同権」という意味において規範的には「対称的連邦」なのである。その際、連邦構成主体の中で二一の共和国のみが「国家」であるにもかかわらず、他方で、例えば州や地方などの他の連邦構成主体に属する立法機関や執行機関も、憲法上および法律上、「連邦構成主体の国家権力機関」と呼ばれる。例えば「州の国家権力機関」というのは、連邦国家権力の出先機関のことではなく、まさに州の国家権力機関なのである。それらは、「非対称的連邦」構造と「対称的連邦」構造が混在していることによる、ひとつの帰結である。連邦を構成する共和国が「国

家」であるという論理に即せば、連邦構成主体の「同権」原則に照らして、州や地方に属する立法機関や執行機関も「国家権力機関」であり、他方、州や地方が「国家」ではないという論理に即せば、共和国のみが国家の属性としての「主権」を主張することはできないことになる。

これらのことから、概念や用語一つとてみても混乱が生じやすく、連邦制に関する諸規範も（連邦構成主体の法律や下位法令などをも含めると）膨大であり相互に矛盾しているため、現代ロシアの連邦制は、およそ把握し難い代物となっている。かつて「カナダ人の中でカナダの連邦制を理解しているものはいない」というジョークがあったほどカナダの連邦制は複雑とみなされていたというが、ロシアに関しても、連邦制に参与する政治家や官僚にとつてさえ、当の連邦制が謎に満ちており、自分たちが形成してきた連邦制に「疎外」されているのである。

それぞれの権力利害関係者が連邦制を有利に解釈することができる。反面、任意の権力当事者の連邦制の解釈が、別の権力機関によって論駁されることもあり、後に論じるように連邦の憲法裁判所と共和国の憲法裁判所による連邦制の理解も異なるところがある。このように、現代ロシアの連邦制は、熾烈な権力闘争における言説の戦場となってきた。現代ロシアの連邦制の規範と現象の総体は、乱反射する鉱石のようなものであり、ある角度からみると「集権国家」にみえ、角度を変えてみると「分権国家」にもみえる。ロシア連邦における国家権力体系は「単一」（九三年憲法第五條三項）であるが、他方でロシア連邦には、九〇の別個の国家権力が存在するのである（八九の連邦構成主体の国家権力プラス連邦国家権力）。

民族共和国とダブルスタンダード

先に示した図にあるようなロシア連邦と連邦構成主体とを結ぶ線が、対等な条約ではなくまさに連邦憲法に発するという意味での九三年憲法の「憲法的連邦」konstitutsionnaya federatsiiaの原則と、九三年憲法制定に前後して各

共和国で採択されていた——条約的論理にこだわりをみせる——共和国憲法の規定とが、齟齬をきたしていたことも、前稿で触れたが、以下では、それらのことを念頭に置きつつ、タタルスタン共和国とバシコルトスタン共和国を例に、九三年憲法制定後に締結されていた個別の権限区分条約の問題に再度立ち戻ってみる。

九三年憲法体制下において、一九九八年半ばまでに、八九ある連邦構成主体のうち四六の連邦構成主体が、連邦国家権力機関との間で個別の二者間の権限区分条約を順次締結していった。条約の当事者には、共和国のみならず州や地方、自治管区も入っている。その中で、最も話題になったのが、他の連邦構成主体に先がけて一九九四年二月一日に締結されたロシア連邦とタタルスタン共和国との間の権限区分条約であった。正式名称は「ロシア連邦の国家権力機関とタタルスタン共和国の国家権力機関との間における管轄区分および権限の相互委譲に関する条約」である。調印に署名したのは、エリツィン・ロシア連邦大統領とシャイミエフ・タタルスタン共和国大統領の他、双方の執行権力機関および議会の長もしくはその代理である。通常の国際条約のように議会（立法・代表機関）での批准を経たものではない。九二年三月に、当時のロシアの最高議決機関であった人民代議員大会において承認されたロシア連邦条約と、九三年憲法下で締結されていた個別の権限区分条約との違いは、「マルチラテラルな立法」と「バイラテラルな交渉」との違いである。

ロシアとタタルスタンとの間の権限区分条約が、なぜ注目されたのかというと、まずタタルスタン共和国では、ソ連解体後のロシアの連邦制の混迷が続く中、九二年三月に独自の共和国レフェレンダムが実施されており、「あなたは、主権国家であり国際法の主体であるタタルスタン共和国がロシア連邦および他の共和国や国家と同様の条約原理に立って関係を結ぶことに同意しますか」という質問事項に対して、公式集計によると、投票者の六一・四％が賛成しており（反対は三七・二％）、投票率が八一・六％であったことを勘案すると、タタルスタン共和国の有権者の五〇・二％が、タタルスタンの「主権国家」、「国際法の主体」という性格付けに賛成していたからである。

また、その直後に締結されたロシア連邦条約に、タタルスタン共和国は参加しておらず、後の九三年憲法草案のレフエレンダムをもボイコットしていたからである。タタルスタンは、チュチエンのように「完全独立」を宣言してロシア連邦との関係への言及をやめたわけではないが、事実上の半独立状態が続いていた。タタルスタン共和国の「国家主権宣言」やタタルスタン共和国憲法における一部の条文（連邦の法律に対する共和国法の優位や国際法上の主体性、ロシア連邦との同権的な条約的関係の形成に関する規定）およびレフエレンダム実施法は、すでに当時の連邦憲法裁判所によって旧ロシア憲法に照らして違憲と判断されていた。

当時のロシア人民代議員大会から選出されていた常設の立法機関であったロシア最高会議は、レフエレンダム実施前にタタルスタンに向けて声明を發し、各共和国の「主権」を尊重する、としつつも、「国家主権」、「国際法の主体」、「同権的条約原理に立脚」という複数の質問事項が一括して「賛成・反対」という二者択一で問われるのは正しくないとし、ロシア連邦憲法および連邦条約策定に加わるように呼びかけていた。

このことから、当時のロシア議會はレフエレンダム実施に反対しつつも、タタルスタン共和国の「主権」自体を否定していなかった。さらにいうならば、複数の質問事項が一括して「賛成・反対」という二者択一で問われるのは正しくないというのは、ある意味でもつとめだが、それを言い出すと、後の九三年憲法草案、しかも百数十条にわたる憲法草案を「賛成・反対」の二者択一のレフエレンダムで採択したことも、正しくはないということになる（そうした意味では、一般に、憲法草案を「賛成・反対」の二者択一のレフエレンダムにかけることは、国民に不可能な選択を強いることにもなり、なおかつそれが僅差で採択されても、憲法は週及的に主権者の至高の意思表明になる）。

いずれにせよ、タタルスタン共和国にとっては、連邦中央の反対を押し切って実施されたレフエレンダムの結果が追い風になったせいか、その後も、連邦憲法裁判所によって違憲とされた諸規範はタタルスタン共和国では効力

を有し続け、連邦の法律に対して共和国法が優越し続けていた。そうした状況が続く中、九三年憲法制定後、連邦中央との間で権限区分条約が結ばれたことは、連邦とタタルスタンとの関係を修復、再構築することにもなり、エリツイン大統領にとっても、政治的成果であり、連邦中央と共和国双方の顔を立てることになった。その後、タタルスタン共和国からロシア連邦議会の上・下両院に議員が輩出された。

この権限区分条約は、タタルスタンの「主権」、「国際法の主体」に直接言及しているわけではない。しかし、前文で、「タタルスタン共和国は、ロシア連邦憲法、タタルスタン共和国憲法および本条約によって、国家としてロシア連邦に統合され、国際関係および対外経済関係に参加する」という文言が出てくる。すなわち、旧連邦憲法のみならず九三年憲法に「違反」しているとされたタタルスタン共和国憲法が、九三年憲法と同等な存在として認知されていた。エリツイン大統領は、「このようなタイプの条約の意義は、腕を振り回さずとも、またロシア連邦憲法と諸共和国の憲法との間の矛盾を解消せずとも、唯一、文明的になし得る立憲的可能性にはかならない」と述べ、タタルスタン共和国のシャイミエフ大統領は、「タタルスタンは独立に何ら固執することなくロシアとの緊密な関係を修復する必要性を常に強調してきた」と述べた。これらは、双方の歩み寄りを示す政治的発言だが、とりわけ連邦大統領としてのエリツインの発言からうかがえるのは、九三年憲法と諸共和国の憲法との間の「矛盾」を認めつつも、その「矛盾」の解消をやみくもに主張していない点である。

なお、九三年憲法の第三章「連邦構造」では、ロシア連邦の管轄事項(第七一条)、ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄事項(第七二条)が、それぞれ具体的に列挙されている。しかし、続く第七三条では、連邦構成主体の管轄事項および権限について、そのカタログが具体的に列挙されているわけではない。

第七一条、ロシア連邦の管轄には、以下の事項が含まれる。

①ロシア連邦憲法および連邦の法律の制定および改正、それらの遵守の監督 ②ロシア連邦の連邦構造および領域
③人と市民の権利および自由の規制および擁護、ロシア連邦における国境、民族的少数者の権利の規制および擁護 ④立法権、執行権および司法権の連邦機関の体系、その組織および活動の手続きの制定、連邦国家権力機関の形成 ⑤連邦
国有財産およびその管理 ⑥ロシア連邦における国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的小および民族的な発展の分野における連邦政策の原則および連邦計画の策定 ⑦統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦の経済的業務 ⑧連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展フオンド ⑨連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物質、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業 ⑩ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題 ⑪ロシア連邦の対外経済関係 ⑫防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続きの決定、放射性物質、麻酔薬の生産およびそれらの使用手続き ⑬ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的水域および大陸棚の地位および防衛 ⑭裁判所の構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁手続きに関する立法、知的所有権の法的規制 ⑮連邦抵触法 ⑯気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式統計および簿記 ⑰ロシア連邦における国家賞および名誉称号 ⑱連邦の国家的職務

第七二条、一、ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

①共和国の憲法および法律、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の法令のロシア連邦憲法および連邦の法律との適合性の保障 ②人と市民の権利および自由の擁護、民族的少数者の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理 ③土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題 ④国有財産の区分 ⑤自然利用、環境保護および生態学的な安全の保障、特別自然保護地域、

歴史的・文化的記念物の保護 ⑥養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般の問題 ⑦保健に関する諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護 ⑧大規模事故、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その復旧および後遺症の一掃 ⑨ロシア連邦における税および手数料の一般原則の確定 ⑩行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法 ⑪裁判機関および法維持機関の職員、弁護士大会、公証人役場 ⑫少数民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護 ⑬国家権力機関の体系および地方自治組織の一般原則の制定 ⑭ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行

二、本条の規定は、共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区に対して同じ効力をもつ

第七三条、ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限以外は、ロシア連邦構成主体が国家権力機関の全権を保持する。

他方、ロシア連邦とタタルスタン共和国との権限区分条約の第二条では、タタルスタン共和国の全権事項が具体的に列挙されていた。その主たる事項は、以下の通り。

人および市民の自由と権利の擁護／共和国の予算および税制の編成／行政関係、家族関係、住宅関係、環境および天然資源に関する法的規制／タタルスタン共和国の裁判所によって有罪判決を言い渡された者への特赦／連邦所有を除くタタルスタンの領土にある土地、天然資源、国有の企業・組織・動産・不動産の所有および利用、分割／タタルスタン共和国の国家権力機関の編成／共和国籍／徴兵に代わる市民的奉仕の規則制定／連邦憲法、共和国憲法および本条約に

反しない限りでの他の連邦構成主体との条約や協定の締結／連邦憲法および連邦の国際的義務、共和国憲法および本条約に反しない限りでの国際関係、外交関係の取り結び、国際機関への参加／国立銀行の創設／自主的な対外経済関係の実現とそれに関する協定による権限分割／協定にもとづくタタルスタン共和国の所有下にある企業の民営転換／タタルスタン共和国の褒章、勲章の位階の制定¹⁴

これらのタタルスタン共和国全権事項には、通常の意味での「主権国家」に属するような多くの権限が含まれるのみならず、九三年憲法において連邦管轄事項および連邦と連邦構成主体の共管管轄事項に含まれるものもある。しばしば連邦管轄事項や共管管轄事項を九三年憲法から逸脱して「再分配」*perpetuare*したと批判されるゆえにある。

この権限区分条約については、当時、ロシアの愛国主義者やタタルスタンの急進的民族主義者を除くと、おおむね「政治的妥協」として肯定的にみる論評が新聞紙面などでは支配的であった。「妥協」の産物であることは確かである。とはいえ、この権限区分条約の内容の分析の仕方は、関係者や論者によって微妙に異なってくる。

シャフライ民族・地域問題担当相は、条約名の後半にある連邦と連邦構成主体との間の「権限の相互委譲」というものが、九三年憲法の第七八条¹⁵に立脚するものであり、国際法の文書のような批准に服すものではないと指摘している。過度に「条約的」論理が強調されることをけん制しているようである。確かに九三年憲法の第七八条は、連邦の執行機関と連邦構成主体の執行機関との協定による相互の権限行使の一部委譲を許容している。となると、権限行使の「委譲」*delegirovanie*というのは、権限そのものを「再分配」¹⁶することは異なってくるという説も生じてくることになる。

また、シャフライは、権限区分条約のような方法が九三年憲法と共和国憲法との矛盾を解消する唯一の可能性で

あるという見解をも有していた。^項これは、実際に双方の憲法の乖離がなくなるということではなくて、両者のすき間を埋める、いわばセメント役としての権限区分条約という趣旨なのであろう。

他方、やや異なった見解として、この条約で規定されたタタルスタン共和国に属する全権事項が、タタルスタン共和国憲法に即したものであるという見地から、この条約を、二つの主権国家の国際法的文書として位置づける法学者もいた。^項ロシアと「連合」する「主権国家」というタタルスタン共和国の自己規定に即せば、そうした見地も成り立たないわけではない。九三年憲法のロジックからすれば、共和国の全権事項は、連邦の管轄事項や共同管轄事項における連邦の権限を差し引いた残りの部分ということになるが、タタルスタンなどの共和国側からみれば、連邦に「自発的」に委譲した権限以外は、自らの全権事項なのである。

メドヴェーデフ連邦大統領府長官は、ドイツやアメリカ合衆国をみても連邦を構成する領土の地位は一樣ではないという例をあげつつ、ロシアにおける実質的な「非対称的」な連邦構造についても、むしろ肯定的に位置づけた。さらに、何らかの領土が固有の地位を持ち、国際法の主体である可能性すら排除しないと述べた。そのことが九三年憲法に違反しないかという質問に対して、メドヴェーデフは真正面から答えずとも、「非対称性」というものは、様々な領土体との交渉における多様性を意味するのみならずロシア連邦が開かれていたことを意味し、政治とは不断に変動する生きた創造であり、法律の形式によるこまかしではないという見地を披露していた。確かに、これはある意味で「柔軟」な発想である。メドヴェーデフは、タタルスタンとの交渉においてエスニックなファクターは決定的ではないにせよ（タタルスタン共和国におけるタタール人の比率は一九八九年時点で四八・五％）、多民族国家においてエスニックなファクターを無視できないとしている。^項

「エスニックなファクターは決定的ではないがそれを無視することはできない」という立場は、ロシアの連邦制と民族・エスニシティ（エトノス）とのアンビバレントな関係を表している。概して連邦構成共和国の指導者達は

必ずしも「エスノナショナリズム」に凝り固まっているわけでもなく、民族的大機に優越性を置いていないわけでもない。いずれの民族共和国も多民族からなるため、表向きは諸民族間の融和を重視している。にもかかわらず、共和国の存在と権益を擁護する際に、単に地域主義というよりもむしろエスニックなファクターが引き合いに出されることが多い（いわゆる「タイトル民族」が当該共和国で少数派である場合も）。また、そうしないと、一般の州や地方などの連邦構成主体との差異化ができないからでもある。では、エスニックなファクターを引き合いに出すことが、単なるご都合主義的な政治的カードなのかというと、そうとも言い切れない（これについては、民族関係諸法を扱う章で論じる予定である）。九三年憲法において八九の連邦構成主体のうち二一の民族共和国が「国家」という憲法的地位を有することについて、連邦憲法裁判所が述べているように、つまるところ歴史的、民族的背景に照らしてそうなのだと説明されることも多い。それは他ならぬロシア革命後の「民族自決権」、「民族国家建設」に発するが、ソ連が解体したからといって民族共和国を廃止することも困難なのである。党々国家体制が崩れたことによつて、逆にソ連時代に由来する諸制度を上からの号令で廃止することもできなくなった。むしろ、ソ連時代のロシア内の民族共和国（自治共和国や自治州）は限りなく形骸化していたから、ソ連解体以降、民族共和国の存在に他ならぬ「国家」としての意味やエスニックな象徴性をもたせるといふ発想が当該地域では高まった。

連邦の指導者でロシアの国家統合を重視する場合、例えば「エスニックなファクターなど実態を覆い隠す見せかけだから重視しなくてよい」などと発言する者は、おそらくいないであろう。それに、シャフライやメドヴェージェフのような執行権力の立場にあった者は、当時、タタルスタンとの交渉の「成功」が、「民族紛争」とも呼ばれるチエチエン問題における交渉のステップになると考えていた（しかしロシア連邦軍は一九九四年末にチエチエンに軍事侵攻を開始するが、九六年八月に停戦協定が結ばれ、さらにその協定の期限が切れる前に第二次チエチエン戦争が始まるのである）。

バシコルトスタンのラヒモフ大統領などは、エスニックなファクターを頻繁に持ち出す指導者として知られている。「バシキール人やタタール人、チュヴァシ人、マリ人、モルドヴィア人、ウドムルト人は、ロシア人がやつて来る前からウラルに住んでいた」「バシコルトスタンやタタールスタンでは、州においては生じない問題がある。例えばスヴェルドロフスク州では民族問題は生じない」といった発言などである（スヴェルドロフスク州はかつて「ウラル共和国」を宣言したがエリツィンによって却下された）。これらは、「エスニック」な背景によって樹立された共和国と、そうでない地方・州に対して、連邦中央はダブルスタンダードで臨むべしという政治的メッセージでもある。「アフアー・マティフ・アクション」的なロジックを用いていると、民族共和国は他の連邦構成主体と同列に位置づけられるべきでなく「優遇」されてしかるべきで、特別の国家的地位——民族共和国の側からいうと「主権」——をもつ、という具合に。

そのバシコルトスタン共和国とロシア連邦との間で九四年八月三日に締結された権限区分条約（ロシア連邦の国家権力機関とバシコルトスタンの国家権力機関との間における管轄区分および権限の相互委譲に関する条約²⁰）の内容は、ロシア連邦とタタールスタン共和国との間の権限区分条約に類似しているが、第一条でバシコルトスタン共和国が「ロシア連邦を構成する主権国家」と明記されていた。九三年憲法ではもはや明記されなくなった——しかしバシコルトスタン共和国憲法では残存していた——共和国の「主権」が、この権限区分条約では盛り込まれているのである。また、そこでは、バシコルトスタンの管轄事項の中に徴税の原則の決定権限や裁判・検察に関する施策も含まれていて、九三年憲法の第七一―七三条を逸脱しているとも読める²¹。

この権限区分条約の締結は、バシコルトスタンのラヒモフ大統領をして、「いくつかの点で我々はタタールスタンより多くの権限を保有している」と言わせしめた。なお、バシコルトスタンの総人口は約三九四万人（一九八九年の公式統計）であり、ロシア連邦内の民族共和国の中では人口数は一番多い（二位はタタールスタン共

和国の約三六四万人)。また、石油資源が豊富で産業も比較的発達している。バシコルトスタン共和国のバキエフ首相によると、ロシア連邦の総人口のうち、バシコルトスタンの住民は二・三%であるが、国民総所得のうち三%を占めるという。また、バシコルトスタンは連邦から還付金を受けるよりも連邦に拠出する額のほうが多い「ドナー」の側に位置する連邦構成主体の一つである。

一般に、ある程度の人口と経済力、財政力を有している連邦構成主体のほうが、連邦中央との交渉においてカードを有しているという意味で、強気に出る可能性は高かった。もともと、州や地方などの連邦構成主体にも、人口数でいえばバシコルトスタンをはるかに凌ぐところも多く、経済力や天然資源保有の面で有利な州や地方も多い。となると「主権」を正統化する口実としては、単に人口の多さや経済力のみならず、やはり、どうしても歴史的既成事実としての「民族共和国」という存在およびそのエスニックなファクターが支えになりやすい。ただし、例えばバシコルトスタン共和国についていえば、バシキール人の占める比率は共和国人口の約二割と低く、それよりもバシコルトスタン共和国に居住するロシア人やタタール人の比率のほうが高い。比率の低い「タイトル民族」だからこそ、権益や民族性の防衛に敏感になるということも考えられる。その際、エスニックなファクターといっても、それが共和国の政治に及ぼす影響度は、共和国ごとにはらつきがある。V・ティシコフによると、アルタイ、ブリヤート、カレリヤ、コミ、マリイエル、モルドヴィア、ウドムルチヤ、ハカシヤといった共和国では、権力構造や選挙において「タイトル民族」の寡占的性質が弱いが、ティシコフ自身が「民族封建的」、「エスノクラン体制」と呼ぶような性質は、北コーカサスの諸地域やバシコルトスタン、カルムイク、タタルスタン、トゥヴァ、チュヴァシ、ヤクーチヤといった共和国にみられるという。

いずれにせよ、とりわけ民族共和国は九二年三月の連邦条約で「主権共和国」という規定が与えられていたため、九三年憲法体制下においても、「主権」と「条約的」論理にこだわっていたのである。もちろん、「条約的」論理に

こたわる民族共和国も、九三年憲法自体を全く否定しているわけではないので、より正確に言えば、純粋な「条約的」論理というよりも、九二年三月の連邦条約の位置づけと同様な、折衷的な「憲法的・条約的」論理ということになる。ただし、強度な主権を主張したいいくつかの民族共和国と連邦との関係は、国家連合に近いものであったといえる。

それゆえ、かつてソ連の諸民族の文化に関して「形式は民族的、内実は社会主義的」というテーゼを打ち出していたスターリンのひそみにならつていうならば、九三年憲法体制下の連邦制は「形式は憲法的、内実は条約的」という側面を長らく有してきた。

条約から立法へ

権限区分条約は、事実上進行している連邦制の遠心化傾向を追認しつつもそれに歯止めをかけて暫定協定を打ち立てるものであった。遠心化の傾向は、連邦中央と民族共和国との関係において、より顕著であるものの、民族共和国のみならず、州や地方との関係においてもそうであった。権限区分条約によって、民族共和国のみ「優遇」していると、当然のことながら、州や地方の不満も高まるから、権限区分条約締結において連邦中央は州や地方にも譲歩しなければならなかった。州や地方、またとりわけ自治管区の中にも天然資源が豊富などころが多い。ロシアの国家統合の難しさは、「エスニック」な要因のみならず、「地域」というファクターもからむ。

S・ソルニツクの觀察によると、ある州や共和国は実際上行使しない権限を要求する一方、別の州や共和国は実際の法的文書に示されていることよりも多くの権限を行使することができたという。となると、問題は二重であり、個別の権限区分条約などの文書が「憲法的」連邦の原則から逸脱している可能性が濃厚であると同時に、それらの文書が文言通りに執行されているかどうか定かではないという問題もある。そもそも個別の権限区分条約の規定自

体も、九三年憲法の規定と同様に抽象的な規定が多く、それだけみても具体的にどのような権限区分がなされるのか一概に判断できない部分も多い。実際には、条約本体は象徴的なものであり、それよりも政府間の付属の協定やインフォーマルな交渉によって管轄事項や権限の具体的区分がなされることになる。また、ソルニツクは、サハ（ヤクーチヤ）共和国やチュメニ州がそれぞれの地域の天然資源の分け前に対する相当な権限を引き出すことができたが、その権限は立憲的原則によつてではなく、大統領令によつて保障されたものであったことを指摘している。さらに一定の諸地域では、九三年憲法に直接違反する形で域内の生産物を外部に搬送することが制限されたともいう。

これらのことから、連邦と連邦構成主体との関係は、立法手続きや憲法的正統性を経たわけではない個別の権限区分条約や付属協定、大統領令によつて規制されると同時に、水面下の交渉も絡んでおり、それらの総体によつてロシア連邦が維持されていたことになる。九三年憲法では、連邦大統領が「憲法の保証人」ともされているが（第八〇条二項）、九三年憲法IIエリツイン憲法の侵食に積極的に加担していた一人は、他ならぬエリツイン大統領自身であつたという喜劇的側面も否定できない。

なお、九三年憲法では、第一章「憲法体制の原則」の第十一条三項において、連邦と連邦構成主体との間の管轄および権限の区分を「この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によつて、これを行なう」とあり、あらたに権限区分条約を締結すること自体が九三年憲法に反するのではない。むしろ、この場合の「条約」とは、例えばタタルスタン¹の憲法が当初想定していたような主権国家同士の対等な国際条約のことではなくて、九三年憲法に発する権限区分条約のことである。日本語の「条約」という語には国際条約というイメージが強いとするならば、ロシア語の「条約」にあたる「Договор」は、日本語でいう「契約」という意味合いも強い。

他方、九三年憲法の第三章「連邦構造」の第七六条二項では、「ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄事項に関して、連邦の法律およびそれに従って採択されるロシア連邦構成主体の法律、その他の法令を公布する」とある。

一方は「条約」であったり、他方は「法律」であったりという関係が、後の立法審議においても混乱を引き起こす。ただし、九三年憲法第十一一条三項が、憲法および条約で管轄事項および権限の区分を行うと規定しているのに比して、第七六条二項は、法律によって管轄事項および権限の区分を行うとは明言していない。しかし連邦憲法裁判所は、連邦議会が、共同管轄事項に関して、連邦国家権力機関および連邦構成主体の国家権力機関の具体的な権限を決める立法をなし得る、と解釈している。これに対して、N・ヴァルラーモヴァは、連邦制に関する著作の中で「第七六条二項は共同管轄事項に関するロシア連邦の権限実現の手続きについての連邦の法律公布を語っているものであり、連邦と連邦構成主体との間の権限区分を語っているのではない。権限区分に関しては、第十一一条三項したがって憲法および条約のみによって実現され得る」と解釈している。このように、九三年憲法における連邦制の解釈が一樣ではない。

第十一一条三項における「憲法および条約」について、個別の権限区分条約が九三年憲法に抵触する要素を含むことへの批判は、エリツィン時代よりもプーチン時代になつてから一層激しくなる。プーチン政権下での検事総長代理、ユーリー・ピリユトコフによると、連邦の法律に合致している権限区分条約は、ブリヤート共和国、アストラハン州、ヴォロネジ州、コストロム州の四例だけであるという。もちろんこうした見地は、プーチン時代の連邦政策のプリズムからみただけの診断である（プーチン時代の連邦政策については後述）。

エリツィン時代に結ばれた個別の権限区分条約においては、個々の条約が場合によって九三年憲法に違反しているという以前に、少なくとも民族共和国に関しては、そもそも互いにくい違っている九三年憲法と共和国憲法が同

等に併記されるという離れ業がなされており、その乖離についても、半ば黙認されていた。また権限区分条約の受け取り方も、連邦側と共和国側とでは、異なっていたであろう。連邦側にとっても共和国側にとっても権限区分条約を有利に解釈することができた。連邦権力にとっては、権限区分条約が連邦構成主体を連邦に「つなぎとめる」方策であり、連邦構成主体にとつては、権限区分条約が、連邦中央に過度に干渉されないことのお墨付きなのであった。例えば、前述のタタルスタンとの権限区分条約に関しては、ロシア連邦にとつてタタルスタンがロシア連邦憲法を認めたことの証しであり、反対にタタルスタンにとつてロシア連邦がタタルスタン共和国憲法を認めたことの証しであるといった具合に。また、果たしてタタルスタン共和国が、権限区分条約の前文にあるようにロシア連邦に「統合」ob'edinenieされたのか、あるいはタタルスタン共和国にとつて、共和国憲法の規定にあったように、あくまでもロシアとの「連合」assotsiatsiiaなのか、それらの問題については、ある程度、グレーゾーンにしておく必要があった。したがって、個々の権限区分条約と九三年憲法との関係については、「憲法適合性」（合憲性）といった形式的・法律的解釈よりも「政治的」解釈が優先されなければならなかった。先に触れた当時の民族・地域問題担当相や大統領府長官の発言からもうかがえるように、連邦の入り口は広く開けておく必要があった。

「憲法適合性」ということに關して、重要なことは、個別の権限区分条約が締結され始めた時、九三年憲法体制下での連邦憲法裁判所がまだ活動を開始していなかったことである（旧憲法裁判所は一九九三年の十月政変でエリツィン大統領の行為に違憲判断を下したため、活動を停止させられた）。連邦憲法裁判所法が公布されるのが一九九四年六月であり、同裁判所が実質的に活動を開始するのが一九九五年以降である。それ以降も、個別の権限区分条約は締結され続けるが、個々の権限区分条約が機能している限り、それらが部分的に九三年憲法に適合していないという理由で連邦憲法裁判所の審査に委ねられるとしたら、連邦構成主体側からすると、一方的な介入、権限区分条約の反故として映ったであろう。特に連邦と連邦構成主体の共同管轄に關して生じる争いについては、双方の

「合意の規則にしたがって解決される」という規定が個々の権限区分条約に定められており、司法プロセスよりも政治プロセスが重視されている。また、権限区分条約の規定が一方的な方法では改変されないという規定も盛り込まれている。だから、あえていうと、エリツィン体制下において、九三年憲法違反の権限区分条約を正そうとすることは契約違反なのであった。

個々の権限区分条約と、連邦や連邦構成主体の権限に関わってくる個別の法律との関係についていうと、新たな連邦の法律の制定によって、それまでの権限区分条約の枠内における連邦構成主体の権限が拡大されることはあっても縮小されない、あるいは不利な状況に置かれないというコンセンサスがあった。例えばロシア連邦とサハリン州との間で結ばれた権限区分条約の中には、「あらゆる連邦構成主体に適用される連邦の法律によって、本条約で定められている以上の権限および特典が連邦構成主体に付与された場合、サハリン州に関して、その連邦の法律が適用される。連邦執行権力機関によって、本条約に反する下位法令が一方的な方法で布告された場合、本条約の規定が適用される。本条約とサハリン州の法律および法令とが矛盾する場合、本条約の規定が効力をもつ」という規定がなされた。類似の趣旨の規定は、共和国や州、地方などの連邦構成主体の違いにかかわらず、盛り込まれている場合が多かった。

エリツィン大統領は、二期目の再選を狙う過程で地方のコンセンサスを取りつけるため、大統領選期に権限区分条約を「濫発」していた。その後、立法によって連邦関係を統制しようとする連邦議会と、個別の交渉によって政局を乗り切る大統領側との綱引きが行われた。連邦と連邦構成主体との間の権限区分に関連する法案が連邦議会で採択されても、大統領はしばしば拒否権を行使した。また、連邦構成主体の国家権力機関の長からなっていた連邦上院も、しばしば連邦関係の法案を否認している。

ふりかえってみれば、一九九三年の十月にエリツィンが旧議會を武力で解散し、数ヵ月後には大統領共和制の意

法案案をレフエレンダムで採択させるにいたった流れは、一種の「憲法革命」ともいわれ、ロシアの政局の流れを一気に変えたが、個々の連邦構成主体のレベルでは必ずしもそうではなかった（エリツインの「憲法革命」においても、共和国の議会最高会議は解散に処せられなかったというダブル・スタンダードがあった）。むしろ共和国レベルでは、ベレストロイカに端を発する一九九〇年以降の「主権宣言」の流れが連綿と続いており、それに競合意識をもつ州や地方の動きも根強かった。九三年憲法制定後も、ことあるごとに「ロシアは分解するのか」、「ロシアはソ連の二の舞になるのか」といった類のテーマが、当時の新聞や雑誌等のメディアでさかんに論じられていた。

連邦上院の「連邦問題・連邦条約および地域政策委員会」議長のア・スイチョフは、一九九七年当時、次の様な問いを発していた。「いったい、われわれは如何なる連邦を創設したのか——憲法を基礎とする連邦か、それとも条約を基礎とした連邦なのか。現在までに二六の条約と一五〇以上の協定が結ばれ、加えて、二七の条約が起草中である。その際、締結は他の連邦構成主体の同意なしに行なわれ、しかも権限および管轄の区分についての統一モデルあるいは起草の原則が、目下、存在しない。同様な条約が八九の連邦構成主体と結ばれたとしたら、ロシアはいったいどうなるのであろうか。ある構成主体にはより多く、他の構成主体にはより少なく、であろうか。国全体の運命はどうなるのか。」

同様な疑問は、多くの論者によって出されていたが、そうした疑問から導き出される課題は、九三年憲法の第十条と第七六条に関してすでに指摘したように、連邦中央と連邦構成主体との間の権限区分を画定する際の手続きについての、九三年憲法に立脚した何らかの統一的な連邦の法律の策定である。

そのような立法の必要性自体は、九三年憲法体制下で選出された連邦議会の第一会期においても認識されていた。一九九五年の七月には連邦下院に、連邦と連邦構成主体との間の管轄事項および権限の区分に関する二つの法案（大統領の意向を受けた政府草案と議員草案）が提出されたが、否決された。

エリツィン大統領は、翌九六年三月十二日に大統領令によって「連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分ならびに連邦執行権力機関およびロシア連邦構成主体の執行権力機関による相互の権限行使の一部委譲に関する策定規則について」を公布した。それによると、大統領直属の小委員会が、締結される条約の事前審査を行い、その際のいくつかの原則が示された。その中には、九三年憲法第七一条、七十二条で規定された連邦管轄事項および共同管轄事項を「廃止」したり「再分配」したりすることはできないという原則がある。他方で、共同管轄事項は連邦構成主体の地理的、経済的、社会的、民族のおよびその他の具体的特殊性に応じて決定され得るとも規定されている。なお、この大統領令による規則では、立法機関の関与などは規定されていない。

同年七月には、連邦下院に再び権限区分手続き法案が提出された。そこで法案の説明に立った法案提出者の一人でもあるV・N・ルイセンコ議員（主に連邦、地域政策関係の委員会を歴任、政治学者）は、前年に否決された法案を「理念的」な法案と呼び、それに対して「現実的」な法案を提出したのだと宣言した。この場合の「現実的」とは議会各会派のコンセンサスを経て起草され、採択される見通しがあるという意味である。

なお、ルイセンコ議員は、もともと権限区分条約のプロセスに対しては批判的であり、自らの評論の中で九三年憲法の規範が、「貧しくて弱い連邦構成主体には義務的で、豊かで民族的志向をもつ連邦構成主体では効力を有していない」という「ダブルスタンダード」を指摘している。

権限区分手続き法案の趣旨説明によると、この法案は、九三年憲法第七二条で規定されている連邦と連邦構成主体の共同管轄事項に関わるものであり、連邦と連邦構成主体との間の管轄事項および権限を立法や条約で区分する際の原則と手続きを定めるものである。その際の原則とは、連邦憲法適合性、すべての連邦構成主体の同権であり、手続きについては、権限区分に関する連邦の法律審議への連邦構成主体の立法機関の参加、権限区分条約策定に関

する連邦構成主体の立法機関および連邦上院の関与が必要とされる。

この権限区分手続き法案は、修正を伴って第三国会まで進み九七年の四月に下院で採択されているが、その後、上院が拒否→合意委員会での協議→下院で再度採択→上院が再度拒否→新たな合意委員会での協議→下院で再度採択→上院が承認→大統領が署名拒否→大統領の提案を考慮した修正案を下院が採択→大統領が署名(九九年六月二四日)と公布まで紆余曲折を辿っている。

問題は、法案の審議が長引いているという事実それ自体よりも、その間にも連邦と連邦構成主体との間の個別の権限区分条約が締結され続けていたことである。下院における九七年四月の第三国会の時点で、ルイセンコ議員は、目下二六の権限区分条約が結ばれており、三〇の権限区分条約が準備されているとし、「われわれがこの法案の採択を引き延ばせば引き延ばすほど、個々の条約や協定の締結と、連邦憲法や連邦の法律に反するそれらの条約を統制する過程やその予知から代表機関が除外されることを助長するであろう」と苦言を呈していた。また、ルイセンコ議員は、九三年憲法第十一条の、権限の分割が憲法および条約によるという規定に関して、憲法の起草者がそこに「連邦の法律」という文言を書き入れるのを忘れたのだということ、また九二年三月に連邦条約が調印された時、弱い連邦中央権力と強い共和国とが権限を分け、交渉がつかない事項を共同管轄事項という「パスケット」に投げ入れた結果、今日、競合する膨大な共同管轄事項が生じたということを問題点として指摘した(カナダの連邦制においては共同管轄事項が三つあるのに対して、ロシアでは四〇あるという)。

また、共同管轄事項について、従来(九七年四月の時点で)、それらのうちの個々の事項に関連する連邦の諸法律が制定されてきたものの、本来必要とされている半分足らずしかなく、残り立法の空白を連邦構成主体の法律が埋めてきたのが現実であるという。もっとも、一般に連邦国家における連邦と連邦構成主体との関係で、連邦の立法管轄に空白が生じる場合に連邦構成主体がそれを埋めることのできる領域は「競合的立法」とも呼ばれ、ルイセ

ンコ議員はこの「競合的立法」konfliktivnye zakonodatel'stvoという論点にも触れている。この「競合的立法」という仕組みは九三年憲法に明確な形で登場しない（ただし、連邦憲法裁判所は、個々の共同管轄事項に関する連邦の法律制定がなされない間、それについて連邦構成主体が法律、規範的法令を採択できるが、当該連邦法が採択された後に、連邦構成主体の法律は、連邦法に合致するように調整されなければならないという、「競合的立法」に類似した解釈を打ち出している）。

九三年憲法体制下においては、そもそも共同管轄事項とは何かという定義の問題も一様ではなかった。共同管轄事項とは連邦と連邦構成主体が共同で管轄する事項であるといってしまうと、ほとんどトリートロジーになる。共同で管轄するといっても指揮系統はどうなるのかという疑問も生じる。ルイセンコ議員の説明を敷衍すると、共同管轄事項とは、事実上「未決定事項」のことであるとみなしたほうがよいのかもしれない。

また、共同管轄事項は、先に引用した九三年憲法の第七二条をみればわかるように、単に数が多いのみならず、立法、執行、司法別に区別されずに渾然一体となって列挙されている（連邦管轄事項を規定した第七一条も同様）。諸外国の憲法との比較でいえば、例えばドイツ連邦共和国基本法にみられるような、「ラントの立法権」、「連邦の専属的立法権」、「連邦の競合的立法権」、「ラントの執行権」、「連邦固有の行政」といった「立法」や「執行」の明確な区別がなされていない。この問題を法案審議過程で指摘したのは、リベラル政党の「ヤブロコ」に属するシシロフ議員であったが、それに対してルイセンコ議員は、その問題を解決するには憲法改正が必要になると述べた。

四年越しの審議で制定された「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項ならびに権限の区分の原則および手続きに関するロシア連邦法律」（権限区分手続き法）は、法案の趣旨説明にもあったように、双方に属する権限を具体的に定めたものではなく、共同管轄を扱う連邦的法律を採択する際の際の原

則や手続き、また権限区分条約やそれに基づく政府間の協定を締結する際の原則や手続きを定めたものである。したがって、個々の具体的な管轄事項や権限の区分については、それぞれ関連する立法領域（国有財産の分割や天然資源、土地に関する立法など）においてなされるのであり、権限区分手続き法が制定される以前も、なされてきた。

権限区分手続き法では、ロシア連邦とロシア連邦構成主体の「共同管轄事項」が、「ロシア連邦憲法によってロシア連邦の権限にもロシア連邦構成主体の権限にも属す社会関係および規制の領域」と定義されている。これもやはりトートロジーのような定義の仕方だが、先に述べた「未決定事項」と同様、連邦と連邦構成主体の両者が競合する権限領域という意味としても解釈でき、結局、両者がその領域を個別の立法や条約（および付属の協定）で区分するということになる。ただし、連邦の専属事項とされているもの（九三年憲法第七一条）や共同管轄事項（同第七二条）の一部を、個別の立法や権限区分条約によって連邦構成主体の権限に帰属させるような意味での「再分配」*re-allocation*は禁止されることになった。何よりも九三年憲法を頂点とする合憲性の原則が確認されることになった。

共同管轄事項に関連する連邦の法律採択の際には、連邦構成主体の立法機関および執行機関の関与と合意の調達も制度化されている。ただし、九三年憲法で共同管轄事項とされているものに関する連邦の法律がすべて整備されているわけではないので、その空白が生じる限りにおいては、先に論じた「競合的立法」にも類似した連邦構成主体の立法権限が規定されている。

連邦と連邦構成主体との間の個別の条約の締結については、締結可能な場合が、「共同管轄に関する連邦の法律において、その共同管轄に関する条約締結の許可が直接明言されている場合」と「共同管轄に関する連邦の法律が欠如している場合」（ただしそのような連邦の法律が採択された後に条約をその法律に適合させる条件で）に分けられている。このことから、個別の条約に対する連邦の法律の優位がうかがえる。さらにいえば、条約を締結で

きる領域は自ずと制限されてくる。

しかし、そもそも基本原則的な意味合いのある連邦の法律によって、共同管轄事項について細部にわたって、どこまでが連邦の権限でどこからが連邦構成主体の権限なのか具体的に統一して区分することは、個々の連邦構成主体の経済的、資源的な規模の違いからしても困難であるため、条約の中で「ロシア連邦構成主体の政治的、経済的、社会的、地理的、民族のおよびその他の特性を考慮して」具体化されることになる。このことから、あらゆる連邦構成主体が相互に「同権」という憲法原則があるにせよ、すべての連邦構成主体が、任意の問題に関して保有する権限が同一であるということにはならない。

また条約の起草に際して、連邦議会上院と連邦構成主体の立法機関の間が手続きとして必要になる。

管轄事項および権限の区分の際に生じ得る連邦と連邦構成主体との間の見解の不一致については、合意委員会を通じて政治プロセスが規定されているが、合意に至らない場合、司法プロセスに委ねることになる。

問題は、九三年憲法に違反している部分を多く含むと言われてきた個別の権限区分条約や連邦構成主体の法律、法令の類の扱いである。

それについては、条約および協定については、本法が効力を発した日（九九年七月二八日）から三年以内、連邦構成主体の法律、規範的法令については、一年以内に「整理」(privoenie)されなければならない。これは要するに、改廃を含めて九三年憲法や連邦の法律に適合するように「始末」しなければならないということである。

このように、権限区分手続法は、九三年憲法における「憲法的連邦」の法的実現化という目的に支えられたものであった。つまるところ、この立法の目的の一つは、先に述べたように、法律の優位の下で条約締結が可能な領域を限定するのみならず、最終的に、かつての個別の権限区分条約を「安楽死」させるということであろう。

とはいえ、連邦制内部での法的不一致が再生産される中で、また民族共和国が「条約」的論理にこだわりをみせ

る中で、「憲法的連邦」の実現は依然として前途多難であり、その実現課題は主にプーチン時代の「垂直的権力」関係の強化の遂行に受け継がれることになると同時に、それはそれで多くの問題を抱えていくのである。

なお、権限区分手続き法の内容は、次節で論じる「連邦構成主体国家権力組織法」（略称）の二〇〇三年七月の改正に際して、同法の中に統合され、それにもない権限区分手続き法自体は効力を喪失した。この二〇〇三年七月の連邦構成主体国家権力組織法の改正法によると、その時点で効力を有している既存の権限区分条約および協定が、二年以内に同法の手続きにしたがって審査され、認可されない条約および協定は二年の期間終了とともに失効すると明記された。一九九九年七月に、権限区分手続き法が制定された時には、前述したように、権限区分条約や協定が三年内に「調整」されると漠然と規定されるにとどまっていたが、二〇〇三年七月の連邦構成主体国家権力組織法の改正法の原則に照らせば、二〇〇五年七月の時点で、九三年憲法や連邦の法律に違反している権限区分条約や協定は、論理的には存在していないということになる。

垂直的権力関係の強化

エリツィン政権晩期に制定された連邦関係の重要法律としては、権限区分手続き法の他に、「ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関（代表機関）および執行機関の組織の一般原則に関する連邦の法律」——以下、略して「連邦構成主体国家権力組織法」と表記——がある（同法の抜粋訳については後続の資料を参照されたい）。

同種の法律草案はすでに一九九五年に連邦下院に提出されて、いったん廃案となった。再び一九九六年十月に連邦構成主体国家権力組織法の法律草案が提出されたが、上院に四度否認され、大統領にも一度拒否権を発動されている。権限区分手続き法以上に、制定まで年月を費やしている。連邦構成主体国家権力組織法制定の憲法的根拠は、九三年憲法第三章「連邦構造」の第七七条一項における「共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、

自治管区の国家権力機関の体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦的法律に定める国家権力の代表機関および執行機関の組織の「一般原則」にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める」(傍点筆者)という規定に求められる。だが、以下で論じていくように、そこで規定されている「一般原則」というわりには、同法にはかなり詳細な規定が盛り込まれている。これは、連邦の法律によって、連邦構成主体の国家権力編成をリジッドに統制しているという意図の現われであろう。

その際、連邦構成主体内部の権力分立原理にかかわる立法機関と執行機関とのヨコの関係という意味での「水平的権力」*horizontal power* 関係の統制と、連邦国家における法的階層性を確保するための連邦と連邦構成主体とのタテの関係という意味での「垂直的権力」*vertical power* 関係の統制という、二重の意味合いがある。しかし、いずれにせよ、連邦構成主体も独自の憲法(憲章)と権限を有するわけであり、あまりリジッドに統制し過ぎることとは、逆に連邦と連邦構成主体との間の権限区分、「棲み分け」を定めている九三年憲法との緊張関係をも呈する。

「水平的権力」関係について、連邦構成主体国家権力組織法は、まず九三年憲法の憲法体制の原則における権力分立に発しつづ、連邦構成主体の立法機関(代表機関)と執行機関との関係における所定の手続き・要件による議会解散権限や政府不信任権限などを定めている。これについては、ここでは詳論を省く。本稿のテーマからして重要なのは「垂直的権力」関係の問題である。

もっとも、この法律が九九年十月に制定された時点では、法律の内容は、「水平的権力」関係についての規定の比重が高かった。その時点で、「垂直的権力」関係については、連邦大統領と連邦構成主体の執行権力機関との関係で、当該連邦構成主体の最高公職者(執行機関の長、すなわち連邦構成共和国の大統領もしくは閣僚会議議長、州知事などの首長)および執行機関の法令が連邦憲法や連邦の法律に違反している場合、またロシア連邦の国際的義務や人および市民の権利と自由の保障に違反している場合、連邦大統領は当該法令の効力を一時的に停止するこ

とができ、最終的な問題の判定を裁判所に委ねることができる(第二九条)という回路が規定されていた。これは、九三年憲法第八五条で規定された大統領権限に含まれるものである。

後にブーチン大統領が、就任早々、彼の掲げていた「連邦制改革」の一つとして、連邦構成主体国家権力組織法の改正法律草案を連邦議会に提出した。ブーチン自身の与党勢力を後盾としつつ、二〇〇〇年五月一九日の法律草案提出から七月一九日の下院採択にいたるまでのスピード採決であった(しかしその間、上院は同法律草案を否認している)。このブーチン大統領による連邦構成主体国家権力組織法の改正は、まさに「垂直的権力」関係の強化を目的としたものであった。実際、ブーチン大統領は、同法案提出直後のテレビ演説で、「強い国家」、「単一の国家」、「法律の独裁」、「垂直的権力(権力の垂直性)」という言葉を散りばめて、自らの法案提出の趣旨を語っている。

というのも、その改正によって連邦構成主体の国家権力機関(最高公職者と執行機関および立法機関)による九三年憲法および連邦の法律遵守「責任」が明確化され(第三条の一)、連邦大統領による連邦構成主体に対する制度的な圧力、干渉が新たに整備されたからである(いわゆる「連邦干渉措置」*inny federal' nogo vozdeistviya*)。

具体的には、まず連邦構成主体の立法機関が九三年憲法および連邦の法律に違反した法律や規範的法令を採択し、所定期間を経てもなお当該立法機関が必要な措置をとらずに、そのことが連邦国家権力機関や地方自治機関の権限行使、人権や市民の権利の保障などの障害になることが裁判所によって認定された場合、連邦大統領は、大統領令という形で「警告」*preduprezhdenie*を発することができる。さらに、そこから所定期間を経て当該立法機関がなおも必要な措置をとらない場合、連邦大統領は連邦議会下院に当該立法機関の解散に関する法案を提出できる(第九条四項)。

このように、連邦大統領は、場合によって連邦構成主体の議会に対して奥の手として、「解散権」をちらつかせつ

つ、目を光らせることができる。ただし、「連邦大統領が連邦構成主体の立法機関を解散できる」と無媒介に言ってしまうと誤解を受けやすいが、その間に司法権力、連邦議会が介在しており、手続的にはかなり複雑である。それよりも簡便な干渉方法として、連邦大統領は、連邦構成主体の立法機関に、当該連邦構成主体の憲法(憲章)、法律その他の規範的法令の九三年憲法、連邦の法律への適合性を調整する意見を提出することができ(第二十七条三項)、これについて見解の不一致が生じた場合、合意の手続きを用いるか、合意達成が不可能な場合、司法に問題の解決を委ねる(同四項)。

なお、先述した「水平的権力」関係には、連邦構成主体国家権力組織法の本来の趣旨であった連邦構成主体内部の立法機関と執行機関との関係のみならず、連邦議会と連邦執行機関(連邦政府および連邦大統領)との関係もある。連邦レベルでの「水平的権力」関係については他ならぬ九三年憲法で規定されている。これらに比して、連邦大統領が連邦構成主体の立法機関に制度的に干渉(意見提出、警告発令、解散法案提出)できるのは、強いていうと「垂直的」関係というよりも「ナナメ」の関係といったほうがよいかもしれない。しかし、いずれにせよ、合意手続を除くと、それらは九三年憲法によって直接規定されていない。間接的にはどうかというと、ロシア連邦の主権の下での全領土における連邦憲法および連邦の法律の優越性(第四条一項および二項)、連邦に属する権限としての連邦憲法および連邦の法律の遵守に対する監督(第七二条)、「ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人」としての連邦大統領の位置づけ(第八〇条二項)などが考えられる(これらの問題については、後続の連邦憲法裁判所の判断を参照)。

他方、より「垂直的」なのは、連邦大統領と連邦構成主体の最高公職者や執行権力との関係である。これに関して、連邦構成主体国家権力組織法の改正条文は、連邦大統領による連邦構成主体の最高公職者の解任権を制度化している(第二九条の一の二項)。ただし、その手続きもやはり比較的複雑であり、連邦構成主体の最高公職者によつ

て発せられる規範的法令が九三年憲法、連邦の法律に違反し、市民の権利や自由の侵害を引き起こすことが裁判所によって認定され、所定期間内に必要な措置をとらない場合、まず連邦大統領が「警告」を発することができる。さらに所定期間内に必要な措置をとらない場合、連邦大統領は当該連邦構成主体の最高公職者を解任できる（この場合、執行権力同士の関係なので議会の承認を経ることはない）。こうした連邦大統領の権限も、九三年憲法には直接規定されていない。

大統領共和制とされる九三年憲法が採択された時、エリツィン大統領は帝政ロシアのツァーリやソ連の共産書記長以上の強大な権限を手にしたと言われたものだが、ブーチン大統領の下で、連邦関係の大統領権限はいっそう強化された。N・ヴァルラーモヴァによると、そもそも連邦構成主体国家権力組織法は、「形式的・法律的次元では、ソヴィエト憲法よりもはるかに単一傾向が強い」。

「垂直的権力」関係（あるいは「ナナメ」の権力関係）について、連邦構成主体国家権力組織法では、連邦大統領による干渉権限に際して、確かに司法機関や立法機関を媒介とした手続が用意周到に書き込まれている。しかし、他方で、法治国家的な次元からみて、やや戯画的にも思えるのは、この法律において、連邦大統領が連邦構成主体の議会（立法機関）や首長に対する警告・解散・解任などの権限を行使する際に、その前提として、裁判所の決定が執行されないことが前提となっていることである。例えば、連邦構成主体の立法機関が「裁判所によって連邦法への違反と効力停止が認められた規範的法令を廃止しない場合」（第四条四項）という要件がそれにあたる。ロシアでは、裁判所の決定が、連邦構成主体の立法機関や執行機関、首長によって往々にして無視されるということが背景にある。

もっとも、この問題については一般管轄の裁判所と憲法裁判所の権限の違いという問題もからむ。すなわち、一般管轄の裁判所も法の階層性にしたがって、合憲性や合法性の判断をすることができるとは、一般管轄の裁判所は、

上位法に違反する下位法を適用しない *netatsnuschit'* ことができるだけで、連邦憲法裁判所と異なつて、その下位法を無効 *netatsnuschit'* としてその効力を失わせることはできない。したがつて、少なくとも、一般管轄の裁判所によつて連邦構成主体の任意の法規が、連邦憲法あるいは連邦の法律に違反しているという判断から、適用されない場合でも、その法規は廃止されずに効力を有し続けることもある。この場合、連邦構成主体の法規を廃止できるのは、その法規を採択した当該国家権力機関による決定（改正を含む）か、さもなければ連邦憲法裁判所の決定の直接的効力によつてである。ただし、一般管轄の裁判所によつて不適用と判断された法規が効力を有し続けることは、N・ヴァルラーモフによると、単なる不条理でしかないという。

「統一的法的空間」、「統一的憲法空間」の実現については、立法による、司法制度を媒介にした合法性の保障強化のみならず、大統領令を通じた大統領全権代表や連邦司法省の役割も強化された。

まず、連邦構成主体国家権力組織法の改正法案がプーチン大統領によつて提出されたほぼ同時期の二〇〇〇年五月一三日に大統領令第八四九号「連邦管区におけるロシア連邦大統領全権代表について」が発令された。連邦大統領全権代表という役職自体は、九三年憲法が制定される以前の九一年に創設されたものであり、連邦構成主体の国家権力機関や地方自治機関と協力して連邦の法律や大統領令、連邦政府の決定などの執行を統制する目的があったが、うまく機能せず、事実上、諸地域の権力の影響下にあり、その利益を保護していた。そもそもエリツィン大統領自身が、個別の交渉によつて連邦構成主体の既得権をそれなりに保護していた。代わつて、プーチン大統領は、同大統領令で全国に「中央連邦管区」、「西北連邦管区」、「北コーカサス連邦管区」（後に「南連邦管区」に改称）、「沿ボルガ連邦管区」、「ウラル連邦管区」、「シベリア連邦管区」、「極東連邦管区」の七つの連邦管区を設置し、そこに連邦大統領全権代表を配置した。それぞれの連邦管区には州や地方、共和国、自治管区など、複数の異なった連邦構成主体が混在している。各連邦管区に首都が定められているが、民族関係論の専門家 M・グボグロいわく、

「二一の民族共和国の首都は、ひとつたりといえども（管区の）首都に指名されていない」。

これらの連邦管区の創設は、憲法改正による連邦構成主体の再編や統廃合とは次元が異なるが——もとより連邦制自体に手をつけることは手続的に相当な困難や抵抗が予想される——大統領令が事実上の立法行為である意味でも、高位の行政的領土体の創出に近い。また、連邦大統領によって直接任命される全権代表が各連邦管区に配置されることは、まさに地方の知事などが任命制である集権国家のモデルに近い。仮に、一九九〇年代のロシアで形成されたのが、よく言われるところの「分権国家」*decentral'noe gosudarstvo*だとすると、この連邦管区は、「分権国家」の器の上に「集権国家」のふたをしたようなものである。

なお、過激な発言で知られる自由民主党のジリノフスキー党首の持論の一つに、民族共和国を廃止して、いくつかの県 *oblasti*（知事は当然、任命制）からなる集権国家にロシアを再編するというものがある。そのジリノフスキー党首は、ブーチンの連邦管区に関して、われわれが以前から主張してきた領土の再編図にびったり一致している、と新聞記者に息巻いた。真偽のほどはわからないが、ジリノフスキーにとってみれば、ブーチンにネタを横取りされたということなのだろうか。

同大統領令の付属規定の中で列挙されている大統領全権代表の役割の一つに、「連邦管区内にあるロシア連邦構成主体の執行権力機関のアクトが、ロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦の国際的義務あるいは人および市民の権利と自由に違反する場合、当該法令の効力停止をロシア連邦大統領に提案する」というものがある。これは先に触れた九三年憲法第八五条二項および連邦構成主体国家権力組織法第二九条の規定の実行可能性をより強化するものである。各連邦構成主体には、連邦法との矛盾を除去するための意見書が送付された。しかし、これは連邦構成主体に対して一方的に挑戦状を送りつけられたというのではなく、九三年憲法第八五条一項に規定されているように、連邦と連邦構成主体との間の不一致がある場合の「合意手続き」がタタルスタンやバシコルトスタンその他

との関係で用いられた。連邦構成共和国は、連邦権力による一方的な介入を何よりも危惧する。その際、「合意手続」は政治的交渉であり、司法判断のように白黒付けるとは限らない。双方が何らかの形で妥協、歩み寄る可能性があり、連邦構成主体としては、こちらのほうが、対応しやすいであろう。

また、連邦構成主体国家権力組織法の改正条文が制定された直後の二〇〇〇年八月十日には大統領令第一四八六号「ロシア連邦の統一的法的空間の保障のための追加措置について」が発令された。その前文および第一・第二条は次の通りである。

ロシア連邦におけるロシア連邦憲法および連邦の法律の優位、また市民がロシア連邦構成主体の規範的法令について
の確実な情報を得る憲法的権利の実現のために以下のことを決定する。

一 ロシア連邦構成主体の規範的法令の連邦バンク^ロ——ロシア連邦構成主体の規範的法令の連邦登録制——を
創設する。連邦司法省に連邦登録制の施行を委任する。

二 ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の国家権力機関の最高執行機関の長）は、規範的法令を
連邦登録に付し法律議定に委ねるため、ロシア連邦司法省に、規範的法令の写しをその採択から7日以内に、
またその規範的法令が掲載される公報を、送付する。

（第三条以下は、以上を実現するための人員の配置と予算規定）

連邦大統領全権代表の場合は該当する連邦構成主体の執行権力のアクトの憲法適合性を監督するが、右で規定さ
れている連邦司法省の「法律鑑定」*iuricheskaja ekspertiza* では、連邦構成主体の規範的法令すなわち当該連邦構
成主体の憲法（憲章）から立法機関の法律や決定、執行機関のアクトなどをひっくり返して、その九三年憲法および

連邦法への適合性を「鑑定」することになる。さらに連邦構成主体国家権力組織法では、檢察に連邦構成主体の規範的法令の九三年憲法適合性に関する監督機能が付与されている（第二十七条一項）。これらのことから、連邦大統領権力、連邦司法省、檢察が三つ巴になって九三年憲法を頂点とする憲法適合性・合法性の監督や「鑑定」を何らかの形で行なう権限が付与されていることになる。

「法律鑑定」の施行に関する二〇〇〇年十月一八日付けの連邦司法省の省令 *Bestand* によると、連邦構成主体の規範的法令が連邦憲法および連邦法に反しているとみなされる場合、鑑定結果が、連邦司法省の地域機関によって、当該規範的法令を採択した連邦構成主体の国家権力機関に送付され、またその写しが当該連邦構成主体を管轄する連邦大統領全権代表、檢察にも送付される。連邦司法省の地域機関の責任者は、連邦憲法および連邦法への違反を除去するのに必要な措置をとらなければならず、その措置が効果をもたらさない場合、連邦大統領による連邦構成主体の執行権力の法令の効力停止や連邦憲法裁判所への照会、協議手続きの利用にいたる。

その後、連邦司法省は連邦構成主体法の連邦法への適合性に関する統計を逐次報告している。例えば、二〇〇三年の一月から六月の半年にかけて、連邦構成主体の憲法（憲章）、法律、執行機関のアクトなどを含む規範的法令二万八五〇件が「法律鑑定」に付され、そのうちの一九一七件が連邦法に適合していないという結論が下された。それらは、連邦構成主体の国家権力機関によって改廃されることもあれば、檢察によって、異議申し立てに付されたり、連邦の法律への違反行為が一般管轄の裁判所に提訴されることもある。

以上で述べたような、大統領令による一連の施策は、「垂直的権力」関係の強化のための手段であるが、「連邦干渉措置」を可能にする連邦構成主体国家権力組織法のいくつかの条文は、後にサハ（ヤクーチヤ）共和国およびアディゲ共和国の議会によって九三年憲法違反であるとして連邦憲法裁判所に提訴された。以下は、その判決の理由部分の要旨である。

事例 サハ(ヤクーチヤ)共和国の国家会議(イル・トゥメン)およびアディゲヤ共和国国家会議(ハセ)共和国院の照会にもとづく連邦の法律「ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関(代表機関)および執行機関の組織の一般原則について」の個々の規定の合憲性についての連邦憲法裁判所の判決 poznanovlenie 11002年四月四日⁹⁾

【理由要旨】

標記の連邦の法律「連邦構成主体国家権力組織法」と略)によると、連邦構成主体の国家権力が裁判所の決定を執行しない場合、連邦大統領は所定の期間を経て以下の手続をとることができる。

- ・ 当該連邦構成主体の立法機関を解散するための法案を連邦下院に提出し、任期満了前の解散をなすことができる
- ・ 当該連邦構成主体の立法機関および執行権力の長(最高公職者)に警告を発令できる
- ・ 当該連邦構成主体の最高公職者を一時的に解任できる

サハ共和国国家会議の主張によると、これらは、連邦憲法に規定されておらず、連邦の法律によって規定できるかどうか疑わしいという。

次に、連邦構成主体国家権力組織法によると、連邦構成主体の最高公職者による当該連邦構成主体の立法機関の解散権、また連邦構成主体の立法機関による当該連邦構成主体の最高公職者の不信任の手続が規定されている。

アディゲ共和国国家会議共和国院の主張によると、これらの規定は、権力分立原則に反し、連邦憲法第一一条、七三条および七七条に適合しない。というのも、それらの連邦構成主体国家権力組織法の諸規定は連邦構成主体の国家権力組織の一般原則に入らず、連邦構成主体が立法機関や執行機関の相互関係を独自に定めることを妨げているからである。

【連邦干渉措置について】

以上のことから、本件は、連邦構成主体国家権力組織法において、連邦構成主体の規範的法令が連邦憲法および連邦の法律に違反することについての裁判所の決定を執行しない場合に適用される連邦干渉措置についてである。

連邦憲法の維持ならびに連邦憲法および連邦の法律の遵守のコントロールについて連邦の権力に付与されている権限行使は、連邦構成主体の国家権力が憲法的義務を果たさない場合に、連邦干渉措置の適用を含めたネガティブな法的結果を提起せざるを得ない。

連邦憲法は、権力分立原則に発しつつも、連邦憲法および連邦の法律が全土で優越し直接的な効力をもつことを保障するためのコントロールについて、司法権に大権 *preeminence* を与えている。連邦憲法裁判所の役割は連邦憲法に直接規定されており、違憲判断を下された規範的法令は効力を失う。

連邦構成主体の国家権力が、連邦憲法および連邦の法律に違反した規範的法令の廃止を義務付ける裁判所の決定に従わないことは、連邦憲法の優越を認めないことになる。そのような連邦構成主体の行為は、自己の正統性の喪失となり、それゆえ連邦の法律の継続にしたがって連邦構成主体の国家権力の権限が任期満了前に停止せられることは、連邦憲法の維持の目的からも同意し得る。したがって、連邦干渉措置による規制およびその実現メカニズムは、本質的に、立憲的に条件付けられた法的制度の総体である。その規範的な基礎は、連邦構成主体国家権力組織法の規定およびその他の連邦の憲法的法律、連邦の法律に含まれる。加えて、論争となっている法律規範（連邦構成主体の立法機関あるいは最高公職者の権限の任期満了前停止）は、それに際しての新たな選挙や任命を規定しており、当該国家権力機関の安定が保障されるため、連邦構成主体の憲法的地位を侵害するとはみなされない。

一般管轄の裁判所によって、連邦構成主体の任意の規範的法令の不適用が宣言され、その法令の廃止または改正を要請された後に、連邦と連邦構成主体との間の紛争解決のために憲法裁判所の役割が要請される。そして憲法裁判所は、連邦干渉措置の適用の根拠となる連邦構成主体の不作為を認定する。

「連邦構成主体の立法機関に対する連邦干渉措置」

連邦構成主体国家権力組織法の第九条四項によると、連邦構成主体の立法機関が裁判所の決定を執行しなかったことの結果として、連邦国家権力機関および地方自治機関の権限行使に障害が設けられ、人および市民の権利と自由、法人の権利と法律的利益の侵害がなされていることが裁判所によって認定されなければならない。この規定の意味は、同法第三条の一とあわせて考えると、連邦構成主体のアクトが形式的に連邦の法律に違反しているということだけでは連邦干渉措置の根拠とならず、(人権侵害や領土的一体性の侵害など)憲法的義務の侵害を引き起こすことが連邦干渉措置の根拠となることである。

その際の連邦大統領による警告発令は、裁判所の決定を連邦構成主体の国家権力機関が自発的に執行することを促す予防措置である。警告は、大統領令の形をとり、それについて所定の手続きによって連邦最高裁判所で争う可能性も排除されない。

連邦構成主体の立法機関の任期満了前解散のための連邦の法案提出は、連邦干渉措置の濫用を防ぎ、連邦と連邦構成主体のバランスを確保する目的がある。そのようなバランスの保障は、裁判所の決定もあいまって、連邦憲法への適合性の条件であり、連邦憲法裁判所の見解からも同意し得る。

連邦憲法の保証人としての連邦大統領は、連邦憲法および連邦の法律に具体化されていない場合でも、国家権力機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する(連邦憲法第八〇条二項)ための権限を行使する。また連邦大統領の大統領令、命令は連邦憲法および連邦の法律に違反してはならない。連邦の法律に即して(この場合、連邦構成主体国家権力組織法)連邦大統領が連邦干渉措置に関する権限を行使することに支障はない。

連邦構成主体の立法機関の任期満了前解散に関する法案を提出できる権限が、連邦大統領のみに付与されているのは、連邦憲法第八〇条、八五条で規定されている大統領の機能に由来する。連邦憲法第一〇四条で規定された立法発議

権には、そのような権限が付与されていない。連邦議会が、連邦構成主体の立法機関の任期満了前の解散に関する法案を採択することは義務ではなく連邦の立法者の権利であり、ロシア連邦の政治的意思である。

以上のことから、連邦構成主体国家権力組織法の第九条一項(d)および四項は連邦憲法に違反しない。

「連邦構成主体の執行権力に対する連邦干渉措置」

同法の第一条一項(d)および第二九条の一の二項および三項では、連邦最高国家権力機関による連邦構成主体の最高公職者の任期前の権限停止が規定されている。

連邦構成主体の執行権力機関の選挙で選ばれた公職者の任期満了前の権限停止については、アルタイ州憲章の一連の規定の合憲性審査に関する連邦憲法裁判所の決定(一九九六年一月一八日)において、知事が連邦憲法、連邦の法律、州憲章、州の法律の重大な侵害をなしたことが裁判所によって認定された場合、任期満了前の知事解任をなし得ることを規定した州憲章が連邦憲法に適合するという判断がなされた。また、そのような立場は、アルタイ共和国憲法および連邦構成主体国家権力組織法の個別の規定の審査に関する連邦憲法裁判所の決定(二〇〇〇年六月七日)、カリニングラード州憲章の個別の規定の審査に関する連邦憲法裁判所の決定(一九九九年一月一四日)においても確認された。

連邦憲法を維持する目的での連邦構成主体の最高公職者の解任は、連邦干渉措置であり、連邦構成主体の最高公職者や執行権力機関によって公布された法令が連邦憲法および連邦法に違反していることが裁判所によって判断され、なおかつその決定の不履行、すなわち裁判所によって適用されない規範的法令を除去する措置をとらないことが裁判所によって認定され、しかも最高公職者が紛争解決のために裁判所に提訴しない場合、連邦大統領は警告を発令できる。

加えて、そのような連邦干渉措置を適用する場合、当該法令が形式的に連邦憲法および連邦の法律に違反しているだけでは適用の根拠とならず、連邦構成主体国家権力組織法第三条の一で規定された重大な結果を惹起したことが裁判所によって認定される必要がある。

解任の際には、連邦最高裁判所に意義申し立てることできる(第二九条の一の六項)。

連邦大統領による連邦構成主体の最高公職者の解任権は、連邦の執行権力機関の権限領域における連邦憲法の保証人としての連邦大統領の憲法的機能である。その際、連邦の管轄事項および連邦と連邦構成主体の共同管轄事項における連邦の権限の中では、連邦執行権力機関と連邦構成主体の執行権力機関とが、ロシア連邦における単一の執行権力体系を構成することを考慮する必要がある。そこで連邦大統領および連邦政府は、連邦の権限を全土で行使し、合法性、人および市民の権利と自由の保障に関する措置をもとめる。

連邦構成主体の最高公職者解任権は、警告や合意手続き、司法的解決を含めて、連邦干渉措置の適用に必要な三権分立およびそれらの相互調整を保障している。

したがって、連邦構成主体国家権力組織法の第一九条一項(d)、第二九条の一の二項および三項、ならびに連邦憲法に違反しない。

「連邦構成主体内部の権力関係」

同法では、連邦構成主体の最高公職者の決定による当該連邦構成主体の立法機関の任期満了前の解散権および連邦構成主体の立法機関による当該連邦構成主体の最高公職者の任期満了前の解任権(政府不信任権)が規定されている。

連邦憲法第七七条一項によると、連邦構成主体の国家権力体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦の法律の定める代表機関および執行機関の組織の一般原則にしたがって、連邦構成主体が独自にこれを定める。国家権力体系の組織の基本原則制定は、連邦と連邦構成主体の共同管轄事項であり、それは連邦の法律によって定められる(連邦憲法第七二条、第七六条二項)。

連邦構成主体の最高公職者の決定による当該連邦構成主体の立法機関の任期満了前の解散権および連邦構成主体の立法機関による当該連邦構成主体の最高公職者の任期満了前の解任権は、連邦の法治国家としてのロシアにおける代表民

主主義の機能安定および国家権力体系の単一性を保障するものである。連邦と連邦構成主体との間の権限区分の視点からいっても、その規定は連邦憲法に違反せず、連邦構成主体の憲法（憲章）および法律による当該権力関係の具体化の障害とはならない。

このように、まず、連邦憲法裁判所は九三年憲法体制の維持および連邦の法律の遵守という大前提から連邦構成主体の国家権力機関の憲法的義務を導き出し、その重大な違反の結果としての連邦干渉制度があり得るという抽象的な正当化を行っている。次にその手続き上の正当性として三権分立が担保されているがゆえに、連邦干渉措置の濫用が防止し得るという立論をし、その合憲性を判断している。

他方で、九三年憲法の制定者は、なぜこのような連邦干渉措置（連邦構成主体の職会の解散権や首長の解任権）を具体的に書き込まなかったのか。九三年憲法の草案審議の段階で、そうした連邦干渉措置を明記することは、とりわけ民族共和国のコンセンサスを得られないと判断してのことだろうか。

九三年憲法で明示的に授權されていない権限を連邦大統領や連邦議会は行使し得るのであるか。「垂直的権力」関係の強化は、公式的には憲法体制の保障という合目的性をもつつも、執行権優位の下で、それに立法権や司法権が事実上従属するという意味で、その実、非立憲主義的な法治主義となる危険性をも孕んでいる。

連邦憲法裁判所と主権論争

ロシア連邦憲法裁判所は、九三年憲法体制下で一九九五年から活動を再開してから、多くの違憲判断を下すなど、ロシアにおける立憲制の歩みにおいて、それなりの役割を果たしてきた。

九三年憲採択以前の旧連邦憲法裁判所の下で、連邦構成共和国の「主権」問題が争われたのは、前述したタタル

スタン事件のみである(一九九二年三月一二日の判決)。もっとも、そのタタルスタン事件の判決は、連邦構成共和国の「主権」そのものを真正面から否定したというよりも、ロシア連邦との憲法的関係を前提とせずにタタルスタンが対等な主権国家としてロシアとの条約的關係に入るというロジックを退けていたのである。そもそも「主権宣言」は「独立宣言」を意味しなかった。それに、この事件が進行していた当時、まだロシアの連邦制再編の行方が定まっていなかったから、この判決では、タタルスタン国家主権宣言のいくつかの条文については憲法審査がなされず、問題の解決が連邦条約締結および新憲法制定にゆだねられていた。この判決直後の一九九二年三月三十一日に締結されたロシア連邦条約では、民族共和国が「主権共和国」と規定されていた。ただし、その「主権」の程度はタタルスタンを満足させるものではなかったため、タタルスタンおよびチェチェン(およびチェチェンと分かれたイングーシ)は調印に参加しなかった。

一九九二年三月の連邦条約に調印した他の民族共和国に関しても、条件付での調印というケースも目立ち、この連邦条約における「主権」共和国という場合の「主権」の程度は、必ずしも民族共和国をおしなべて満足させるものではなかった。しかし、その後のロシアで展開されていく憲法プロセスをみた場合に回顧的にいえることは、一九九二年三月の連邦条約が、相当程度、民族共和国に「主権」を与えていたということである。

九三年憲法体制下での連邦憲法裁判所の諸決定をみる限り、多くの連邦構成共和国の憲法に残存していた共和国の「主権」そのものが争点となった判決および決定は、実はブーチン時代の二〇〇〇年六月まで登場しない。そうした諸問題に関する提訴がなかったといってしまうえばそれまでであるが、エリツィン時代には、民族共和国が、事實上、「治外法権」であったという政治状況がからんでいることも推測できる。

もっとも、「治外法権」という言い方は、やや大げさに過ぎるかもしれない。九〇年代後半には、連邦関係に関して、主に州や地方と連邦との権限区分や、州や地方の憲章、法律の連邦憲法適合性に関する注目すべき連邦憲法

裁判所の諸決定がみられるが、民族共和国の立法や権限に関連する諸決定もあった。

例えば、先に若干触れた一九九八年一月九日の「ロシア連邦森林法典の合憲性審査に関するロシア連邦憲法裁判所の判決」である。この事件では、ハバロフスク地方とカレリヤ共和国という複数の構成主体が提訴者になっている。九三年憲法において、規範的にあらゆる連邦構成主体は「同権」なので、連邦憲法裁判所は、事例に応じてそれらの複数の連邦構成主体の訴えを一括して扱うことができる。

この事件の発端は、連邦森林法典が、ロシアの国土にある森林諸資源のうち、「森林ファンド」と指定されたものを連邦所有の下に置いたことである。同法典によると、連邦構成主体は、あくまでも森林ファンドの占有、利用、処分、の権利行使に参加できるに過ぎない。連邦構成主体にとってみれば、自己の領土にある森林ファンドを自己の所有の下に置きたいわけだから、連邦森林法典の当該条文は、とりわけ国有財産の区分（分割）を連邦と連邦構成主体の共同管轄事項と規定した九三年憲法に違反するという主張をとることになる。

とりわけ、カレリヤ共和国は、九三年憲法第十一条を盾にとつて連邦と連邦構成主体との間の権限区分を、連邦の立法ではなく両者の条約によつて実施しなければならないという論拠をとった。その際、九二年三月の連邦条約が援用された。この連邦条約（連邦と共和国との間の権限区分条約）では、土地や天然資源が当該共和国に居住する諸民族の財産であり、連邦の管轄に属する天然資源については、双方の相互条約によつて決定されたとある（第三三条三項）。カレリヤ共和国政府は、この連邦条約およびそれに基づく国有財産区分に関する連邦政府とカレリヤ共和国政府との協定にしたがつて、共和国内にある森林ファンドが、共和国の所有であり、共和国が国有財産の区分を独自に実行する権限を有するとみなしていた。

しかし、この主張は連邦憲法裁判所によつて退けられた。すなわち、まず、九三年憲法の制定によつて、その経過規定にもあるように、九二年三月の連邦条約の規定およ

びそれに基づく政府間の協定は、九三年憲法の要求を考慮してのみ適用され得るのであり、九三年憲法がロシア連邦の全領土で優越し、森林フォンドの所有権およびその区分は、連邦憲法の規定にしたがつてなされるということである。また、連邦憲法裁判所は、九三年憲法の諸規定から、連邦議会が共同管轄における具体的な権限区分を決定する立法をなし得るという解釈を導き出した。つまり、九三年憲法第七二条で列挙されているような個々の共同管轄事項の権限区分は、連邦の立法者がなし得るということである。

かつて連邦構成共和国が「主権」宣言をなした際に、そこには「経済主権」的な利害がからんでいたことは、すでに指摘した通りである。すなわち天然資源を含む社会主義時代の国有財産の区分に際して、自己の権限を最大限及ぼしたいということである。九三年憲法でも、「土地およびその他の天然資源は、ロシア連邦において、当該地域に居住する諸民族の生活および活動の基礎としてこれを利用し、保護する」という規定がある（第九条一項）。それに対して、連邦憲法裁判所は、森林フォンドの占有、利用、処分に関して連邦構成主体の同意と利益が最大限考慮されるものの、そのことは当該森林フォンドの所有権を連邦構成主体に帰属させることを意味しないと判断した。

他方、この事件で、連邦憲法裁判所は、先の「競合的立法」の問題でも触れたように、連邦と連邦構成主体の個々の共同管轄事項に関する連邦の法律制定がなされない間、それについて連邦構成主体が立法できるが、連邦の法律が採択された後に、連邦構成主体の法律は連邦の法律に合致するように調整されなければならないとした。

なお、九〇年代後半の連邦憲法裁判の判決・決定において、他に民族共和国が当事者となった事例の中には、当該共和国における議会や大統領の選挙権（被選挙権）の問題、地方自治の問題などがある。また州、地方と自治管区との関係に関する憲法解釈も打ち出されている。しかし、それらについては、紙幅都合上、ここでは割愛する。以下では、まず、一九九二年三月のタタルスタン事件以来約八年ぶりに憲法審査の対象となったアルタイ事件に

おける共和国の「主権」問題およびそれに関連する問題をみてみよう。

アルタイ共和国憲法（当時）の第四条では、「アルタイ共和国は、ロシア連邦の統一性および連邦構成主体の同権を承認しつつ、内政において、共和国の諸民族の平和的生活を保障するための固有の国家体制、歴史、文化、伝統の実践にとつて本質的、必要不可欠、法律的な条件としての主権に立脚する」と規定されていた。また第一六条では、「土地、地価資源、森林、動植物、水資源およびその他の天然資源はアルタイ共和国の財産（所有）であり、アルタイ共和国人民の富であり、その人民の生活の基礎として使用され、維持される」と規定されていた。

アルタイ事件の争点は他にも共和国の国家権力編成の問題にもわたるが、以下では、「主権」の問題と天然資源の所有問題についての、判決の理由部分の要旨を示す。

なお、連邦憲法裁判所に質問（照会）したのは、連邦側ではなくて、アルタイ共和国の閣僚会議議長（首相）であり、同共和国の立法機関と対立していたとみられる（アルタイ共和国は大統領制をとらず、首相が共和国の最高公職者である）。

事例 アルタイ共和国の憲法規定および「ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関（代表機関）および執行機関の組織の一般原則に関する連邦の法律」の個別の規定の合憲性審査に関するロシア連邦憲法裁判所の判決、二〇〇〇年六月七日^②

【理由要旨】

アルタイ共和国首相（閣僚会議議長）は、標記の個別の条文がロシア連邦憲法に適合しているかどうかについて質問した。

「主権規定について」

一九九七年六月七日にアルタイ共和國議會（エル・クルルタイ）で採択されたアルタイ憲法では、アルタイ共和國が内政の本質的、必要不可欠、法律的な条件として主権に立脚するとある。質問者によるとこれはロシア連邦憲法に矛盾するという。

連邦憲法では、ロシア連邦の主権は全領土に及び、その保持者と源泉はロシアの多民族からなる人民であり、歴史的に形成されたロシア國家の統一性と諸民族の同権・民族自決権を維持する。主権は、國家權力の優位、独立、立法・執行・司法權の全權、國際關係における独立性のことである。

ロシア連邦憲法は、ロシアの多民族からなる人民以外にかなる主権の保持者・源泉を認めておらず、ロシア連邦の主権を除いていかなる國家主権をも認めていない。ロシア連邦憲法は、連邦を構成する共和國の憲法的地位、共和國の権限を定めているが、これは条約手続きによる共和國の自発的表明ではなく、主権の唯一の保持者・源泉であるロシアの多民族からなる人民の表明によるものである（一）。

ロシア連邦憲法では、共和國は主権を有しておらず、共和國にのみ主権を認めることは、他の連邦構成主体がそれと有さないことになり、連邦構成主体の同権に反する。連邦憲法の「共和國（國家）」という概念は、一九九二年三月三十一日の連邦条約と異なっており、主権を認めるものでなく、歴史的、民族のおよびその他の特徴という要因に関連した憲法的地位の一定の特殊性を認めたものである。連邦憲法の経過規定では、連邦条約に対する連邦憲法の優越性という規定がある（二）。

連邦条約に対する連邦憲法の優越性は、連邦構成主体の地位の決定のみならず連邦と連邦構成主体間の管轄事項および権限の決定に際して意味を持つてくる。連邦憲法十一條三項では、権限区分が連邦憲法および権限区分条約によるとあるが、あらゆる条約は連邦憲法に適合しなければならない。九二年三月の連邦条約における「主権共和國」の規定は、ロシア連邦の主権、その憲法的地位と権限を制限するものであり、それを反映した共和國の憲法は連邦憲法に矛盾する

ものであり、効力を有さない(3)。

アルタイ憲法ではその主権の保持者・源泉がアルタイ共和国の多民族からなる人民と規定され、アルタイ憲法がアルタイ共和国の領土で優越し、その地位はロシア連邦とアルタイ共和国との合意によってのみ変更し得るとある。しかし、それは、ロシアの多民族からなる人民が連邦構成主体としての共和国の地位を構成する権利を否定するものである。連邦憲法第六六条五項では、連邦構成主体の地位が、憲法的法律にしたがい、連邦と連邦構成主体との合意によって変更し得ると規定する。しかしこのことは、連邦憲法のみによつては共和国の地位は定められない、ということの意味しない(4)。まさに連邦憲法が、そのような地位を決定する法であり、連邦と連邦構成主体との間の任意の合意や連邦の憲法的法律が、連邦憲法を上回ることとはできない。

ただし、アルタイ憲法の主権関連規定が連邦憲法に適合しないということは、連邦構成主体としてのアルタイ共和国、連邦管轄と共同管轄以外の国家権力としての全権を排除するものではない。

「天然資源の所有権について」

アルタイ憲法第一六条では、土地、地下資源、森林、動植物、水資源その他の天然資源はアルタイ共和国の財産 *«освоенные»* (所有 *«обеспеченные»*) であり、アルタイ共和国の人民の富であり、その人民の生活の基礎として使用され維持される。

質問者によると、この規定は、天然資源をもつば一つの所有形態すなわち共和国所有とみなすものであり、天然資源の所有区分、占有、使用および処分に関するロシア連邦の権限を侵害し、連邦憲法に反するという。

連邦憲法では、土地およびその他の天然資源はロシア連邦において当該地に居住する諸民族の生活の基礎として利用、維持され、私有、国有、自治体所有その他の所有形態の下に置かれる。ロシア連邦市民は土地を私有でき、それが環境に被害を与え他人の権利や法的利益を侵害しない限り自由に占有、使用、処分できる。土地の利用条件は連邦の法律で定められる。

これらのことから、連邦構成主体に住む人民には、土地およびその他の天然資源の維持と使用が保障されなければならないが、そのことは、天然資源の所有権が連邦構成主体に属することを意味しない。連邦憲法は、国有財産の区分、天然資源の占有、使用、処分の諸問題に言及しており、森林法は、連邦と連邦構成主体の共同管轄に関して、連邦の法律によって権限が分割されことを規定している。

森林法典の合憲性審査に関する連邦憲法裁判所の一九九八年一月九日の判決において、憲法裁判所は、森林フォンドがロシアの多民族からなる人民の公共的財産であり、そのようなものとして、連邦と連邦構成主体の共同管轄としての森林の使用、維持、保護、再生の権限区分によって実施される連邦所有の特別な役割に言及した。その判決にあたって、国有財産の分割を含むところのロシア連邦と連邦構成主体の双方の利益の合意も考慮されている。

したがって、連邦構成主体は、その領土にある天然資源を自己の財産（所有）と宣言して天然資源の所有関係の規制をする権限を有さず、それは、すべてのロシア諸民族の利益に立つた天然資源利用を制限してしまい、ひいてはロシア連邦の主権を侵害する（5）。

問題となっているアルタイ憲法の第一六条は、共和国の領土にある天然資源の所有権をアルタイ共和国に帰属させ、その上で、天然資源の所有権の区分を、連邦所有への区分や所有形態の決定をも含め、アルタイ共和国の権限から発するものとするものである。この規定は、九二年三月の連邦条約（共和国との間の条約）の第三三項を再現したものである。しかし連邦憲法の採択とともに、連邦条約の規定およびそれに立脚した合意は、連邦憲法の要求を考慮してのみ、適用され得る。アルタイ憲法の第一六条はロシア連邦の主権を制限し、連邦憲法で定められた連邦と連邦構成主体との間の管轄事項および権限の区分を侵害し、連邦憲法に適合しない。

以上の要旨から、アルタイ共和国の主権規定および天然資源の所有権規定は、九三年憲法に違反していることが

認定された。その際、九三年憲法はもはや共和国の主権に言及していなかったが、そのことが、(1)からわかるように、ロシア連邦以外のいかなる主権も認めていないという積極的判断に落ち着いた。

また、主権の保持者としての「ロシアの多民族からなる人民」は分割できないという見地がとられている。この点について、例えばフランス憲法では、エスニックな多元性、多民族性を認めること自体が人民の単一不可分性を脅かすとみなされる傾向があるが、ロシアでは多民族性が公認された上で、なおかつそれが単一不可分なのである。さらに、フランスでは例えば「コルシカ人民」という法的規定が違憲とされたが、ロシアでも、とりわけ主権の帰属主体をおわす意味での共和国の住民の総体を表す「アルタイ人民」とか「タタールスタン人民」という法的規定も、厳密にいえば、できないことになる。

(2) および (3) からは、先の連邦森林法典に関する合憲性審査にもあつたように、九二年三月の連邦条約にあつた「主権共和国」という規定が、九三年憲法制定によって、効力を失っていることが認められている。また、ロシアの連邦制が、九二年三月の連邦条約のような意味での「条約」的なものではなく、単一不可分のロシアの多民族からなる人民の意思表明である九三年憲法から発するものであるという構成がとられているが、さらに(4)を勘案すると、個々の共和国やその他の連邦構成主体の合意がなくても、ロシアの多民族からなる人民の名において、連邦制の改変も可能だという論理が導き出され得ることもなる。

天然資源の所有、管轄については、連邦憲法裁判所は、連邦森林法典に関する合憲性審査と同じ論拠に立脚しているが、(5)において主権との関係が示されている。

総じて、ロシアの連邦制は、共和国などの連邦構成主体の「下からの」自発的意思表明やそれらの同意による連邦への一部権限委譲によるのではなくて、単一不可分の人民の名による「上からの」制憲行為によることになる。そうした意味で、(3)で説明されているように連邦と連邦構成主体との間の権限区分条約も憲法を上回ったり、

それと同等なものであったりするのではなくて、九三年憲法の枠内ということになる。連邦森林に関する合憲性審査の判旨と併せ考えると、序列は九三年憲法√連邦の法律√個別の権限区分条約ということになる。

なお、アルタイ事件の判決に対して、アルタイ共和国国家会議（議会）の議長で法学者のD・タバーエフは反論を加えている。まず、タバーエフによると、アルタイ共和国憲法は、最も親しい連邦で連邦の法律の優越を完全に認めているという。また「主権」という概念は多義的で一義的には解せないという。

憲法裁判所の誤りは、高度に資格付けられた法律家が、連邦中央にとって必要な、用意周到な解釈、すなわち主権の諸原則のうちの一つに過ぎない不可分性をもとにして、あらゆる説明を打ち立てたことにある。・・・思うに、国家の構成主体の制限的な主権は、ロシアの国家的、領土的な一体性や経済的統一性の脅威にはならない。・・・憲法裁判所のもうひとつの誤りは、「共和国（国家）」という規定から民族国家体が主権的共和国であることを可能にするロシア連邦憲法の規定を完全に無視したことにある。・・・共和国の主権を認めないことは、その国家としての存在を否定することになる。^{三〇}

確かに、「主権」概念は一義的ではなく、「不可分性」にその意味が集約されるとは限らない。ロシアの連邦制が影響を受けているであろうドイツの連邦制における諸ラントには一定の「主権」が付与されていると読むこともできる。また先に触れたように、九三年憲法は連邦構成共和国を「国家」としつつ、それに「主権」という冠を付けていないが、文面上、そのことは「主権」を否定しているとはまでは言えない。もともと、この論者が述べているように「制限主権」を主張する場合、それが九三年憲法第七三条で明文的に認められている連邦構成主体の（自己の権限内での）「主権的国家権力」*vsia polnaja gosudarstvennoi vlasti*と、実質的には同じである。

アルタイ共和国では翌二〇〇一年二月一四日に憲法改正がなされ、主権規定のあった第四条は、「アルタイ共和国は、ロシア連邦の統一性と連邦構成主体の同権に発しつゝ、共和国の自主性、ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とアルタイ共和国の共同管轄事項の外での全権的国家権力、共和国の諸民族の平和的生活、文化的・精神的価値の維持および発展を保障する本質的、必要不可欠、法律的な条件としての国家性に立脚する」と書き直された。ここでは、もはや「主権」という文言は入っていない。しかし、内実的には以前と変わりはない。裏返していうと、制限的であれ以前の主権規定が連邦権力にとってそれ程容認しがたいものであったのかどうか、疑問も生じる。

アルタイ事件の判決が出された同じ月に、もう一件、複数の共和国憲法における主権規定およびそれに関連する規定の九三年憲法適合性に関する連邦憲法裁判所の決定が出された（「判決」Postnovskiiではなく「決定」Opredeleniyeという形をとっている）。発端は、連邦下院の議員団が、アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、イングーシエチヤ共和国、北オセチヤ共和国（アラニヤ）およびタタルスタン共和国の憲法の関連諸規定について、連邦憲法裁判所に質問したことにある。連邦憲法裁判所は、そこでアルタイ事件の判旨を繰り返しているが、とりわけバシコルトスタン共和国やタタルスタン共和国は、アルタイ共和国の主権規定よりもさらに強度な主権規定を有していた。以下で、決定の理由のうち、該当部分の要旨を示す。

事例 アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、イングーシエチヤ共和国、コミ共和国、北オセチヤ共和国（アラニヤ）およびタタルスタン共和国の個別の憲法規定のロシア連邦憲法適合性についての下院議員団の照会に関するロシア連邦憲法裁判所の決定 Opredeleniye 二〇〇〇年六月二七日

【理由要旨】

標記の共和国憲法における主権規定およびそこから派生する共和国憲法や共和国の法律の優位、連邦構成主体の条約

的地位、国際法の主体としての共和国の地位、共和国の天然資源の所有関係などの規定の合憲性について、下院議員団が連邦憲法裁判所に照会した。

下院議員団が照会した共和国憲法の主権関連規定は以下の通り。

アディゲヤ共和国憲法では、共和国の主権がロシア連邦憲法、アディゲヤ憲法および連邦条約によって定められ、共和国におけるすべての権力はその多民族からなる人民に属し、共和国における主権の保持者および国家権力の源泉は人民である。

バシコルトスタン共和国憲法では、バシコルトスタン憲法が共和国国家主権宣言に発し、共和国は主権的民主法治国家であり、その領土において最高権力を有し、独立して内政・外交を決定し、共和国の領土で優越するバシコルトスタン憲法および共和国の法律を採択し、共和国における主権保持者および権力の唯一の源泉はその多民族からなる人民であり、共和国の国家主権宣言はその全領土に及び、共和国とロシア連邦との関係は条約的、同権的基礎の上にあり、自発的にロシア連邦に委譲した権限以外では共和国がその領土で全権を有する。

イングーシエチヤ共和国憲法では、主権的イングーシエチヤ共和国がロシア連邦と条約を基礎に関係を形成し、共和国の主権保持者および権力の唯一の源泉はその多民族からなる人民であり、ロシア連邦の法律および規範的法令、統治は、それが共和国の主権に反しない限り合法である。

北オセチヤ共和国憲法では、共和国における主権保持者および権力の唯一の源泉がその人民であり、共和国は、ロシア連邦に自発的に加入した。

タタルスタン共和国憲法では、タタルスタンが、共和国のすべての多民族からなる人民の意思と利益を現す主権的民主国家であり、国家の主権と全権は人民に由来し、国家主権は共和国の不可分の性質であり、タタルスタンは自主的にその国家的・法的地位を決定し、政治的、経済的、社会的・文化的諸問題を決定するし、主権国家としてのタタルスタ

ンはロシア連邦と連合 *association* する国際法の主体であり、ロシアとは、権限および管轄事項の相互委譲の条約に立脚する。

ロシア連邦の構成主体としての共和国の主権規定と共和国の主権保持者・源泉に関する規定については、すでに連邦憲法裁判所の審査に服した（*途中、タタルスタン事件とアルタイ事件の判決の要点が復唱される）。以上のことから、ロシア連邦構成主体としての共和国の主権を認めること、共和国にその領土内で最高権力を帰属させること、共和国の人民を共和国における主権保持者、権力の唯一の源泉とすることを規定した表記の共和国憲法規定は連邦憲法に適合しない。

共和国の主権規定の違憲性により、ロシア連邦構成主体としての共和国の地位の条約的性質という規定の違憲性も導き出される。というのも、そのような地位の性質は、共和国の主権の発現の一つであり、両当事者の同意によってのみ可能になるからである。連邦憲法第一五四項および第七九条によるとロシア連邦のみが国際条約を締結できるのであり、主権国家としてのロシア連邦のみが国家間の統合に自己の権限を付与することができる。共和国の地位に条約的性質を付与した表記の共和国の憲法規定は連邦憲法に適合しない（1）。

その際、連邦憲法では、共和国は、連邦の管轄、および共同管轄のうちの連邦の権限外で全権的国家権力を有し、共和国の管轄事項に関しては共和国憲法が優越的な法律的効力をもつが、そのことは共和国自体が主権国家であることを意味しない。というのも、共和国は、その憲法あるいは条約に体现されるような共和国の主権的な自発的意思表明によって生じるのではなく、ロシアのすべての多民族からなる人民の主権的権力による高位の規範的法令としてのロシア連邦憲法から生じるからである（2）。

他方、共和国は、連邦憲法にしたがい、主権国家としてのロシア連邦の権限および大権に抵触しない条件で国際関係および対外経済関係を結ぶことができ、それは連邦の法律およびそれに即して採択される連邦構成主体の法律、規範的

法令によって決定される。それゆえ、一九九九年一月四日の連邦の法律「ロシア連邦構成主体の国際関係および対外経済関係について」では、ロシア連邦構成主体が外国の連邦国家の構成主体や行政的領土体、外国と国際関係、対外経済関係を結ぶ権利を有す。

(※天然資源の所有問題については、アルタイ事件の要点が復唱され、標記の共和国憲法における関連規定に違憲判決が下される)

連邦構成共和国とロシア連邦との関係が、対等な「条約」的なものではなく、憲法から発するものであることは、すでに旧連邦憲法裁判所によるタタルスタン事件の判決で示されていたが、(1)からわかるように、九三年憲法体制下においても、改めて、連邦と共和国との「条約」的關係が否定された。また、(2)とほぼ同内容の論拠は、前述のアルタイ事件の判決の中にも出てきたが、こうした法学レトリックは、ソヴィエト的コミュニケーション原理やソ連時代の民族的国家体・領土体樹立に際してしばしば用いられた「基層の住民の自発的意思表明に発して」という他方のレトリックを否定することとなる。

このように、二〇〇〇年六月に現れた連邦憲法裁判所の一連の判断では、連邦の主権と共和国の主権とが、対立的に描かれることにより、後者の違憲性が導き出されている。そのことにより、共和国の「主権」が本質的に九三年憲法体制下の憲法的連邦の原則と相容れないという構図を逡巡的に生み出してしまふことになる。伝統的な「主権」概念からすれば、そうした対立構図が作られるのも無理はなからう。しかし、共和国側の言い分は、自らの主権が連邦の主権をないがしろにするものではなく、対立的なものではないということである。そもそもこれらの共和国は、固有の通貨や軍隊を持っているわけではない。

連邦憲法裁判所への反逆それとも恭順？

二〇〇〇年六月の連邦憲法裁判所による一連の判決・決定は、当然のことながら、「主権」にこだわる共和国側にとつては、歓迎することのできないものであった。

なお、ロシアの裁判システムにおいては、連邦構成主体の管轄に属する裁判所の一つとして連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所がある。二〇〇〇年の十月には、ダケスタン共和国憲法裁判所とバシコルトスタン共和国憲法裁判所が、それぞれの共和国憲法にある主権規定の解釈を行っている。いずれの共和国憲法裁判所も、共和国の「主権」を、ロシア連邦を構成する共和国がロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄事項におけるロシア連邦の権限の外で全権的国家権力を保有できると解釈している。

連邦憲法裁判所は、連邦構成共和国憲法における「主権」の規定の存在そのものを違憲とみなすが、ダケスタンやバシコルトスタンの共和国憲法裁判所は、共和国の「主権」を九三年憲法が規定する共和国の権限の枠にあてはまる形で説明しているのである（タタルスタン共和国の憲法裁判所も後に同様な解釈を行うが、これについては後述）。連邦憲法裁判所は、「主権」を伝統的に「単一かつ不可分」のものとして解釈しており、共和国憲法裁判所は、それを分割可能で、いわば「制限主権」論的に解釈していることになる。

その後、バシコルトスタン共和国では二〇〇〇年十一月に、タタルスタン共和国では翌十二月に憲法改正が行われた。しかし改正後も両共和国の憲法には、「主権」規定が残り続けた。

ただし、「主権」といっても、まず改正されたバシコルトスタン共和国憲法の場合、「ロシア連邦を構成する主権国家」という位置づけであり、その主権の内実は、共和国憲法裁判所の解釈でなされたように、「ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とバシコルトスタン共和国の共同管轄事項におけるロシア連邦の権限の外での国家権力の全権の保有」ということであり（第一条）、内実は九三年憲法第七三条の規定と変わらない。以前の「主権」に込

めた意味合いに比べると、明らかに穏健化している。

もつとも、バシコルトスタン共和国憲法の改正で特筆すべきなのは、そうした「主権」をめぐる細かな定義の推移の問題のみならず、前文で新たに、ロシア革命後の一九一九年に当時のバシキール政府が、バシキール人の民族自決権行使の結果として、全ロシア中央執行委員会(当時のソヴィエト権力の最高機関)との間で協約 *agreement* を結び、ロシアを構成する自治共和国となったことに言及され、また、一九九〇年のバシキール共和国国家主権宣言と一九九四年のロシアとの権限区分条約にも言及されていることである。

これらのことから、バシコルトスタン共和国憲法は、一見、連邦憲法裁判所の決定を受けて、善抜きされた「主権規定(あるいは「制限主権」)に落ち着きつつも、民族自決権に端を発しつつ、共和国の主権とロシアとの条約的(あるいはソヴィエト政府との協約的)関係を歴史的に正当化している。このバシコルトスタン共和国憲法を分析したI・N・ドローシキンいわく、「このようなユニークで強力な政治的・法的スタンスによって、バシコルトスタンは、連邦構成主体と連邦中央との条約に対してロシア連邦憲法が優位するという連邦憲法裁判所の明確な指令に反逆したのである」。

ただし、九四年の権限区分条約については、バシコルトスタン共和国憲法の終章において、九三年憲法およびバシコルトスタン共和国憲法に矛盾しない部分が適用されるという規定がなされ、九三年憲法の枠内におさまるようになっていく。

次に、タタルスタン共和国憲法の改正であるが、連邦憲法裁判所によって違憲判断を下された「共和国法の優越性」(旧憲法第五九条)、「国際法の主体」(同第六一条)などの規定は姿を消した。その代わり、改正憲法の第一条の二では、次のような「主権」規定がなされた。

タタルスタン共和国は、ロシア連邦憲法、タタルスタン共和国憲法、ならびにロシア連邦の国家権力機関とタタルスタン共和国の国家権力機関との間の管轄事項の区分および権限の相互委譲についての条約によって、ロシア連邦に統合された民主的法治国家である。タタルスタン共和国の主権は、ロシア連邦の管轄事項ならびにロシア連邦とタタルスタン共和国の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限外での国家権力の全権（立法、執行および司法）の保有に体现され、タタルスタン共和国の体制の不可分の性質をなす。

やはり主権の内容自体は、バシコルトスタン共和国憲法の改正条文と類似して、実質的には九三年憲法第七三条に適合するようになっていいる。しかし他方で、九四年二月にロシア連邦との間で締結された権限区分条約にも言及している。なおかつ改正されたタタルスタン共和国憲法第一二三条では、この第一条の規定が、「タタルスタン共和国のレフェレンダムの結果にしたがってのみ、変更される」とされ、文字通り読めば、連邦憲法裁判所の違憲判断や連邦大統領の介入があつても、共和国住民のレフェレンダムなしには改正されないことになる。

このように、改正されたバシコルトスタン共和国憲法やタタルスタン共和国憲法では、極力九三年憲法における連邦法の優位と、連邦と連邦構成主体の権限区分の規範に沿う形で、「主権」が手直しされつつ、九三年憲法に違反していると言われてきた権限区分条約を、ロシア連邦との関係における正統性の根拠にもつてくるという、矛盾した複合体が現れている。もちろん、共和国側にとっては、それは矛盾したものでなく、一貫しているのである。

しかし、これらの共和国憲法に「主権」規定が残存し続けていることについて、沿ヴォルガ連邦管区の連邦大統領全権代表が、連邦憲法裁判所に陳情をなし、連邦大統領が介入する際に、一般管轄の裁判所による新たな決定が必要なのか照会した。

連邦憲法裁判所は、二〇〇〇年六月二七日の決定により、違憲判断を下された法規は、当然、効力を喪失したも

のとみなした上で、連邦構成主体の立法機関、執行機関、最高公職者は、違憲と認定されて法律効力を失った規定およびそれと類似の *analogichnyi* の規範的法令の行使を除去する義務があったとした。とりわけ、この「類似の」規範について、連邦憲法裁判所は、「違憲と認定された規範を複製した規定」や、「意味上同一の規定」などとも言っている。つまり類似法の再生産は許されず、類似法の違憲性を直接確認する裁判所の決定がない場合でも、連邦構成主体の国家権力機関はそれを廃止する義務を有し、その義務の不履行は、憲法責任を負う根拠になるということである。ただし、そのことについて、連邦憲法裁判所は、連邦構成主体が類似法の憲法適合性や廃止の是非について連邦憲法裁判所に照会することを妨げるものではないとした。

この連邦憲法裁判所の決定に対して、さらにバシコルトスタン共和国大統領が、「類似の」、「意味上同一の」といった用語の正確な定義が不明で、連邦憲法裁判所の決定を執行するのに支障があるとし、連邦憲法裁判所にそのことについての公式説明をするように陳情した。連邦憲法裁判所は、それらの用語に不明確なところはないとし、いかなる形であれ、共和国の属性としての「主権」を含む規範的法令は違憲であり、連邦構成主体の国家権力機関は、それらの規定を廃止する義務があるとしている。

それに続いて、今度はバシコルトスタン共和国国家会議（クルルタイ）は、九三年憲法における共和国（国家）の地位や権限区分に関する条文の解釈が未決定であるとし、そのことがバシコルトスタン共和国の立法活動や法運用を困難にし、さらには、連邦制に関する一連の連邦憲法裁判所の決定履行の障害になっていることから、当該条文の解釈を連邦憲法裁判所に照会した。

バシコルトスタン共和国側の立場によると、ロシア連邦を構成する共和国は、他の連邦構成主体と比べて特別の地位をもち、国家主権を保持し、九三年憲法第七三条で規定された問題に関して主権を行使できるということである。これに対して、連邦憲法裁判所は、共和国が九三年憲法にしたがって自己の権限内で全権的国家権力を保持し、

その事項に関して共和国憲法が優越することは、共和国が主権国家として認定されていることを意味しないとし、あらためて共和国の「主権」を退けた。

このように、バシコルトスタン共和国と連邦憲法裁判所とは、九三年憲法の解釈が異なることが、あらためて浮き彫りにされた。もともと、すでに指摘してきたように、そのような解釈の違いとは、決定的な溝を意味するというよりも、九三年憲法で規定された共和国^{II}国家という位置づけや共和国の全権的国家権力の保有という諸前提を双方が共有しつつ、そのことを(制限的ながら)「主権」とみなすかみなさないかという違いのようにも思える。なぜ、このように象徴的な次元にさなっている「主権」に、共和国がかくもこだわるのか、あるいは逆に、なぜ分離独立を意味するわけではない共和国の「主権」を連邦権力は否定するのか、という疑問も出てくる。このことについて、何か死活の実益がからんでいるのか、それとも共和国の「主権」とは「ナシヨナリズム」なのか(これは必ずしもエスノナシヨナリズムのことではない)。

その後、バシコルトスタン共和国の憲法は、二〇〇二年一月に改正が行われ、第一条にあった「ロシア連邦を構成する主権国家」という規定から「主権」が削除されたが、憲法前文では、一九九〇年のバシコルトスタン共和国国家主権宣言や一九九四年の権限区分条約への言及が残っている。

他方、タタルスタン共和国では、タタルスタン共和国の国家会議の議員団が、タタルスタン共和国憲法裁判所に、タタルスタン共和国憲法の主権規定の解釈を照会(質問)した。タタルスタン共和国憲法裁判所やバシコルトスタン共和国憲法裁判所の「主権」解釈については、先に若干触れたが、タタルスタン共和国憲法裁判所は、かつて一九九二年三月に行われたタタルスタン共和国の主権を問うレフェレンダムについても、連邦憲法裁判所とは明らかに異なった独自のスタンスをとっているので、以下で、その理由部分の要旨を示す。

事例 タタルスタン共和国憲法第一条一項の解釈についてのタタルスタン共和国憲法裁判所の判決 二〇〇三年二月七日

【要旨】

タタルスタン共和国国家会議議員団が、タタルスタン共和国の主権の程度を見定めるために、以下のタタルスタン共和国憲法第一条一項の解釈をタタルスタン共和国憲法裁判所に質問した。

「タタルスタン共和国は、ロシア連邦憲法、タタルスタン共和国憲法、ならびにロシア連邦の国家権力機関とタタルスタン共和国の国家権力機関との間の管轄事項の区分および権限の相互委譲に関する条約によって、ロシア連邦に統合された民主的法治国家である。タタルスタン共和国の主権は、ロシア連邦の管轄事項ならびにロシア連邦とタタルスタン共和国の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の外での国家権力の全権（立法、執行および司法）の保有に体现され、タタルスタン共和国の体制の不可分の性質をなす。」

また質問者によると、この規定と連邦憲法第五条と併せ考えると、連邦構成主体である共和国は「国家」であり、そのような地位ゆえに、共和国は、連邦権力によって定められた一般原則を考慮しつつ内政および外交についての自己の管轄を決定する国家権力の優越、独立性および責任に体现される国家主権を保有する。

かつてタタル・ソヴィエト社会主義共和国最高会議は一九九〇年八月三〇日に国家主権宣言を採択し、この宣言を實現するために、一九九一年四月一八日に共和国憲法を改正し、タタル・ソヴィエト社会主義共和国が、共和国のすべての多民族からなる人民の意思と利益を現す主権的な民主法治国家であることを規定した。続いて、一九九二年三月二一日に、タタルスタン共和国の主権、国際法の主体性、ロシアおよび他の諸国との同権的な条約的關係をとりむすぶことの是非を問う共和国レフェレンダムを実施した。レフェレンダム実施に関する一九九二年三月一六日のタタルスタン共和国最高会議の決定では、タタルスタンのロシア連邦からの分離や国境の変更は意図されておらず、タタルスタン

共和国は相互の権限委譲の条約にもとづいてロシア連邦との刷新された関係に入り、民族的帰属にかかわりのない共和国市民の平等を保障することが明らかにされた。

他方、レフエレンダムの実施前に、タタルスタン⁽¹⁾の国家主権宣言および憲法改正法の一部、またレフエレンダム実施法およびレフエレンダム実施についての共和国最高会議決定に、ロシア連邦憲法裁判所によって、(当時施行されていたロシア連邦憲法に照らして)違憲判断が下された。

レフエレンダムの投票率は八二%であり、そのうちの六一・四%が前記の事項に賛成し、有権者の過半数が賛成したことになる。この結果に対する異議は、タタルスタン共和国の有権者からは出なかった。レフエレンダムの結果は、タタルスタン共和国の国家的地位を決定する新たな法的規範となり、タタルスタンの国家主権が、人民権力の直接的表現としての規範性を獲得した(1)。

それらの規範は、一九九二年一月六日のタタルスタン共和国新憲法で規定され、一九九四年二月一五日にはロシア連邦とタタルスタン共和国との間で権限区分条約(管轄事項の区分および権限の相互委譲に関する条約)が結ばれた。

この条約では、権限区分がロシア連邦憲法およびタタルスタン共和国憲法および本条約によってなされると規定された。かくして、一九九四年二月一五日の権限区分条約は、ロシア連邦の刷新された憲法的空間にタタルスタン共和国が

直接加わる法的文書となった(2)。一九九一年十一月二九日のタタルスタン共和国レフエレンダム法では、レフエレンダムの結果を変更もしくは廃止できるのはレフエレンダムのみによつてであり、二〇〇一年十月二五日の現行の共和国レフエレンダム法では、レフエレンダムの結果変更もしくは廃止は、その採択から二年以上を経た上でのレフエレンダムによるか、裁判手続きにしたがった無効による。これらの手続きによる一九九二年三月二一日のレフエレンダムの結果変更もしくは廃止は、提起されていない。また裁判手続きによるレフエレンダム結果の無効化規定は、一九九二年三月二一日のレフエレンダム結果に対して過及的に適用されず、そのレフエレンダム結果は、一般管轄の裁判所の審理

事項とはなり得ない。レフエレンダムの結果を受け、共和国憲法で規定された法的規範としてのタタルスタン共和国の主権規定は、ロシア連邦憲法第一二三条三項（裁判は、当事者主義および当事者の同権にもとづいて行われる）で規定された手続きにおいて、憲法審査の対象となることはできない（3）。

したがって、タタルスタン共和国の国家主権に関する一九九二年三月二二日の共和国レフエレンダムの結果は、現在にいたるまで法律的効力を有しており、それについての追加的な決定は必要なく、共和国全土で有効である（4）。そこから発しつつ、タタルスタン共和国の立法者は、現行タタルスタン共和国憲法採択に際して、その第一二三条において、タタルスタン共和国憲法第一条の規定および本条の規定は、タタルスタン共和国のレフエレンダムの結果のみによって変更し得るとする。

ロシア連邦の刷新された憲法的空間にタタルスタン共和国が加入することによって、タタルスタン共和国の憲法的地位の実質的変更が生じ、ロシア連邦に統合され、かつロシア連邦の構成主体としてのタタルスタン共和国という位置づけが現行タタルスタン共和国憲法に反映された。

ロシア連邦の憲法体制の基本原則の一つは、連邦憲法前文に述べられているように、普遍的に承認された諸民族の自決権（人民の自決権）と同権である。ロシア連邦憲法第一五四条四項は、普遍的に認められた国際法およびロシア連邦の国際条約が法システムの一部であり、ロシア連邦の結ぶ国際条約が法律とは別の定めをしている場合、国際条約の規範が適用されるとある。タタルスタン共和国憲法では、普遍的に承認された諸民族の自決権および同権から発しつつ、また国際法がタタルスタン共和国法の構成要素であることを規定している（第二四四条四項）。

国連の自由権規約および社会権規約は、すべての人民の自決権を宣言している。これらの規約の加盟国は、国連規約とともに、自決権を尊重しなければならない。諸民族の自決権（人民の自決権）は、一九九〇年六月一二日のロシア国家主権宣言採択の法的原則であり、同年八月三〇日のタタルスタン国家主権宣言の採択にとっても法律的な原則をもつ

ている。タタルスタン共和国憲法第一条一項は、タタル人を含めた共和国の多民族からなる人民の意思を体现しており、そのような国家形態の法的規定および自主性の水準は、タタルスタン共和国人民の自決権の実現である。

タタルスタン共和国憲法第一条一項は、タタルスタン共和国の憲法体制の基本原則の一つであり、タタルスタン共和国の主権を、ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とタタルスタン共和国の共同管轄事項におけるロシア連邦の権限の外でのタタルスタン共和国の全権的国家権力（立法、執行および司法）の保有に体现されると規定している。ロシア連邦憲法第五条一項および二項と併せて考えると、タタルスタン共和国は、ロシア連邦に統合された国家であり、ロシア連邦の構成主体である。

タタルスタン共和国の国家的・法的地位は、以下の一連の要素をもつ。

- ・ロシア連邦憲法、タタルスタン共和国憲法、ロシア連邦とタタルスタン共和国の権限区分条約により、タタルスタン共和国の国家的・法的地位はタタルスタン共和国とロシア連邦との相互の同意なしには変更されない。

- ・タタルスタン共和国は固有の領土をもち、ロシア連邦の構成要素であると同時に単一かつ不可侵である。タタルスタン共和国とその他の連邦構成主体との間の境界は、相互の同意なしには変更されない。

- ・タタルスタン共和国は、自己の権限内で独自の法システムをもつ（憲法、規範的法令）。ただし、そのことはロシア連邦の法システムからの逸脱を意味しない。

- ・タタルスタン共和国は、人およびの権利と自由を最高の価値をみなす。また、タタルスタン共和国は独自の国籍をもつ。

- ・タタルスタン共和国は、連邦憲法における憲法体制の基本原則および連邦の法律で定められた代表機関および執行機関の組織原則にしたがい、自主的に共和国の国家権力機関のシステムを定める。ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とタタルスタン共和国の共同管轄事項の範囲内では、単一の執行権力機関が形成される。

・タタルスタン共和国は、自己の権限内で国際法的主体性をもつ。

・タタルスタン共和国は、自主的に国家語を定める。タタール語とロシア語の両言語は同権である。

・タタルスタン共和国は、固有の国家的シンボルをもつ（紋章、国旗、国歌）。

タタルスタン共和国憲法第一条一項で定められたタタルスタン共和国の自主性は、いかなる形でもロシア連邦の主権を侵害しない（5）。ロシア連邦の主権の保持者および源泉であるロシアの多民族からなる人民は、その不可分の構成要素としてのタタルスタン共和国の多民族からなる人民を含む。タタルスタン共和国の国家的・法的地位ゆえに、タタルスタン共和国に帰属する全権的国家権力は、タタルスタン共和国憲法およびロシア連邦憲法の手続きによるタタルスタン共和国の憲法的地位の変更以外の方法では、縮小されたり制限されたりしない。

以上の要旨から、タタルスタン共和国憲法裁判所の解釈は、従来繰り返されてきた連邦憲法裁判所の諸決定とはかなりの隔たりがあることがわかる。とりわけ、一九九二年三月にタタルスタン共和国で実施されたレフェレンダムは、旧連邦憲法裁判所によって、実施直前に違憲判断がなされていたが、（1）、（4）からわかるように、タタルスタン共和国憲法裁判所の解釈では、レフェレンダムの結果が、人民主権論的見地から、今日に至るまで法的効力を有している。また（2）からわかるように、九三年憲法に違反していると長らく指摘されてきた一九九四年二月の権限区分条約については、タタルスタン共和国がロシア連邦に「加入」する際の法的文書とみなされている。すなわち、タタルスタン共和国にとって、一九九四年二月の権限区分条約は、ロシア連邦との関係について、ある種の「制意的」な意味を有することになる。これは、エリツィン時代に締結された一連の権限区分条約を無力化したいプーチンの連邦政策とのギャップを際立たせる。

また、タタルスタン共和国の「主権」の改廃の正統性については、それを共和国住民のレフェレンダムに求めて

いるため、それを憲法審査の対象とすることはできないとしている(3)。総じて、タタルスタン共和国の「主権」はロシア連邦の主権を侵害しないとしている(5)。

連邦の主権を侵害していない共和国の主権は、すでに触れたように「制限主権論」*organizhennyi suverenitet*——もつとも、この用語は、かつてのワルシャワ条約機構軍の介入を正当化したブレジネフ流の「制限主権論」として有名であるが——として、当のロシアで議論されることもある(ただし、連邦憲法裁判所は、例えば「制限」的な意味でも共和国の主権を認めていない)。こうした制限主権は、二〇〇三年三月に採択されたと報じられているチェン共和国憲法に、ひょっこりと現れた(ただし憲法採択のレフェレンダムでは賛成率九五・九七%ともいわれ、その異常な高率が、逆に手続きの正当性を疑わしくしている)。しかも、この「ロシアの傀儡」と呼ばれる暫定行政統治機構の下での共和国憲法では、九三年憲法や連邦の法律の優位はもろろんのこと、「垂直的権力」関係の具体的手続きが明確に書き込まれている。例えば、チェチェン共和国大統領は、自らの権限の下で採択されるアクトの草案を、ロシア連邦大統領、連邦政府およびその他の連邦国家権力機関による審査のために提出するという規定があり(第七〇条二項c)、また、チェチェン共和国大統領の任期満了前の権限停止がなされ得るケースの一つとして、「ロシア連邦大統領による解任の場合」となっている(第七二条d)。

もつとも、ロシアの圧力の下で採択されたこの憲法でさえも、先に触れた連邦司法省の「法律鑑定」の報告書によれば、主権規定や共和国の権限に関するいくつかの規定が九三年憲法に反しているとみなされている。

連邦からの遠心化傾向が強かった共和国憲法に残っているなけなしの「制限主権」のロジックは、ソ連のペレストロイカ以来の「法律戦争」「主権戦争」における連邦中央に対する抵抗の残滓とみることも可能であるが、同時に連邦中央に対する恭順、「降伏」のようにもみえる。ただし、それをもって、今後、多民族連邦制が安定に向かうかについては、依然、不確定な要素がつきまといっている。

多民族連邦制の将来

以上で論じたように、一九九〇年以降、現代ロシアの多民族連邦制の道のりは、まず民族共和国（旧自治共和国や自治州）の「主権」宣言などによる遠心化に対応した条約的論理および法的多元性という局面として現れた。その場合の「主権」の意味は、当初まだ存在していたソ連や、ロシア中央との交渉のカード、ナシヨナリズム、ソ連解体後の固有財産や資源の分捕りなどのファクターによって重層的に規定されてきた。それに対して求心化の作用の局面は、九三年憲法の「憲法的連邦制」を盾にした連邦法の優位による条約的論理の統制および部分的無力化と、それを実質化する連邦執行権力（大統領権力やそれを賛助する連邦司法省、検察）、ならびに連邦の主権の護持者である連邦憲法裁判所の相補作用に見出し得る。

むしろ、遠心化の局面と求心化の局面は、時系列的にすっきり分けられるのではなく、折り重なって、紆余曲折を辿っている。例えば、遠心化に対応した条約的論理といっても、条約的論理には九二年三月の連邦条約もあれば、九四年以降の個別の権限区分条約もある。その間に、「憲法的連邦」の原則をとる九三年憲法が制定されている。また、求心化の作用といっても、連邦構成共和国は、その局面において様々な抵抗や交渉を試み、連邦中央と綱引きをしてきた。ただし、求心化の作用がしだいに強化されていったことは間違いない。

イデオロギーの次元では、九三年憲法体制下で、エリツィン政権に対抗する野党であったロシア共産党が「祖国」や「愛国主義」に訴えてきたが、後に政権側が、そうしたイデオロギーを換骨奪胎していった。プーチン政権の下での与党が「統一」や「祖国」という名称を持っている（経済的側面からいうと、エリツィン政権の下での私有化政策の結末が多くの国民に不評であったこともあり、プーチン政権は経済の「国家統制」なども重視するが、それは社会主義の復活というわけではなく、いわば権威主義的資本主義国家という性質をもっている）。

山内聡彦によると、プーチンは、インタビュの中で「一九一七年十月の活動家たちはソ連という名の統一国家

の建物の下に時限爆弾をしかけたようなものでした。彼らは祖国を別々の共和国に分けて、以前の地図にはなかったような共和国と議会を作りました。これはもう既成事実です」と語ったという。現代ロシアにおいて指導的地位にある政治家が、過去の「共產主義」体制を批判することは常識化しており、その意味では、ロシア共産党と対立していたエリツィンもそうであった。しかし、プーチンにとっては、とりわけ「祖国を別々の共和国に分けて、以前の地図にはなかったような共和国と議会を作った」ことが、すなわち「民族的」連邦制が、さぞかしお気に召さないようだ。十月革命とそれに引き続くソ連建国に端を発する「民族的」連邦制を「時限爆弾」と形容したのは、ある意味で絶妙である。それは、まさに潜伏期を経て、一九九〇年あたりから炸裂し始めたのだから。

他方、そこでいわれている「祖国」とは何であろうか。かつて帝政ロシアやソ連が支配した領域か、もしくはソ連解体後の現在のロシアの領域を事実上「祖国」と呼んでいるのであろうか。国境や領土に敏感なロシア人にとって、意識の上で「祖国」の外延が必要以上に膨張することもあいまって、強いていえば、「祖国」とは、ロシア連邦であると同時に「それ以上の何か」なのである。前稿でも触れたが、現代ロシアにおいてなおも神聖な響きがある「大祖国戦争」の「祖国」とはソ連であり、プーチン政権の下で、廃止されていた旧ソ連国歌の旋律が復活した。現在でも保守派の合言葉は、「ソ連、それは私たちの祖国」である。結局、「祖国」が何であるのかについては、あいまいにしておくに越したことはなかったが、プーチンが「祖国」に訴えかけるとき、国民の間で根強いソ連や帝政ロシアに対する郷愁——帝国ノスタルジー——を考慮せざるを得なかった。

なお、プーチンは、連邦制自体を何ら否定しているわけではなく、しばしば「真の連邦制」という言葉すら使っているが、彼が究極的に望むであろう「民族的」連邦制の除去——それを望むことと、実際にそれが手続的に可能かということとは、別問題である——は、「祖国の統一」にとつていかなる影響を及ぼすのか。それについての見地は両義的にならざるを得ない。一方で、現代ロシアの「民族的」連邦制は、部分的に綻びをみせつつも「ルー

スキー」(ロシア人)以外の諸民族をかるうじて「ロシースキー」(ロシア)の領域的國家の下にまとめてきた。他方で、ソヴィエト的系譜をもつ「民族的」連邦制は、一九九〇年以降の動向をみればわかるように、「ロシースキー」の連邦を、壊れかけたジグソーパズルのようにしてきた。「民族的」連邦制あつてのロシアなのか、それとも、それのないロシアが可能なのか、即答の困難な問題である。

連邦制改革の下で、究極的には民族共和国の廃止あるいは「非対称的連邦」の清算が望まれたとしても、それが手続的に困難なのは、二〇〇一年十月に制定された「ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立の手続きに関するロシア連邦の憲法的法律」(以下、「連邦構成主体加入・樹立法」と略)をみればわかる。「連邦の憲法的法律」とは、通常の連邦の法律が連邦議会の下院の議員総数の過半数(および上院議員総数の過半数)の賛成で採択されるのに比して、下院議員総数の四分の三以上(および上院議員総数の三分の二以上)で採択されるという、ハードルの高い法律である。また、この連邦構成主体加入・樹立法にしたがつて新規連邦構成主体の加入や樹立が連邦議会に承認される場合の手続きも、憲法的法律採択の手続きと同様であり、既存の連邦構成主体を列挙してある九三年憲法第六五条に、新たな連邦構成主体の名称が追加されることになる。

この憲法的法律では新規連邦構成主体の「加入」と「樹立」が分けられていて、「加入」は、外国の領土あるいはその一部が所定の手続きを経てロシアの連邦構成主体になるということである。かねてからベラルーシとの統合は議論されてきたが、それよりも、例えばグルジア領にあつて自治を剥奪され、ロシア連邦と国境を接するアブハズ(旧自治共和国)や南オセチア(旧自治州)のロシアへの帰属変えを潜在的には提起するのではないかという意味で、周辺諸国にとっては警戒の要素となっている。

他方、新規連邦構成主体の「樹立」とは、すでに存在するロシア連邦の二つ以上の構成主体が統合する手続きのことであり、反面、ある連邦構成主体の領土の一部が、連邦構成主体として「独立」することはできない。統合

による新規連邦構成主体樹立については、すでに二〇〇三年十二月に、ベルミ州とコミリベルミヤーク自治管区とが統合して「ベルミ地方（クライ）」となることを問う住民投票が同構成主体で実施され、投票者の八三・八一％が賛成したと報道されている（自治管区側では投票者の九〇％が賛成）。ただし、実際に統合がなされるのは——憲法的法律の手續きにしたがつて連邦議会に承認された場合——二〇〇六年末だとされている。統合された場合、ロシアの連邦構成主体の数は、八九から八八に減る。

問題の背景としては、コミリベルミヤーク自治管区が、いわば「零細」連邦構成主体であり、予算の九五％を連邦から受けている。反対に、ベルミ州は財政的に「ドナー」（与える側）に位置する。ちなみにコミリベルミヤーク自治管区では、一九八九年の公式統計によると、総人口約一五万八千人のうち、コミリベルミヤーク人は約九万五千人、ロシア人が約五万七千人であり、「タイトル民族」の人口数の方が多い（一〇ある自治管区のうち、このコミリベルミヤーク自治管区とアギンリブリアート自治管区を除くと、ロシア人の比率のほうが圧倒的に高い）。ベルミ州とコミリベルミヤーク自治管区との統合によって、コミリベルミヤーク人の民族的権利はどうなるのかという問題については、連邦と新規のベルミ地方がそれに必要な処置をとることになっているという。

州や地方とその領土内に位置する自治管区との統合については、他にも、クラスノヤール地方とタイムイル（ドルガンリネネツ）自治管区およびエヴェンク自治管区との統合、チュメニ州とハントイリマンシ自治管区との統合、チタ州とアギンリブリアート自治管区との統合、イルクーツク州とウスチ・オールドリブリアート自治管区との統合が議論の対象になっている。また、州同士については、ブスコフ州とノヴゴロド州との統合、州と民族共和国についてはアルタイ州とアルタイ共和国との統合もあり得るとされている。

ただし、仮にそれらの統廃合が近い将来進んでいったとしても、そのことによって、民族共和国自体の存在が無くなるとか、ロシアが名実ともに簡素化された「対称的連邦」に限りなく近づいていくとは考えにくい（少なくとも

もプーチン政権の時代に)。

プーチンは、表向きは憲法(九三年憲法)重視の路線をとっており、憲法を改正せずに、既存の憲法規範の名の下で、大統領令(連邦管区全権代表など)および立法(連邦構成主体国家権力組織法改正や連邦上院編成法改正など)によって、連邦制改革をなしてきた。二〇〇三年一二月の下院選挙でプーチン与党「統一」が圧勝し、その他の与党系の議席を併せた場合の憲法改正の可能性がロシアのメディアでもさかんに論じられていたが、他方で、プーチンは同下院選直後に、当面憲法改正についての議論はしないともいつている。憲法重視の手前、「共和国(国家)」の存在を既成事実としみなしたうえで、九三年憲法を貫徹させようとしていくのだろう。憲法重視という政治姿勢は確かによいが、反面、一連の連邦政策には、憲法をかなり拡張解釈している側面があることも否めない。強いていえば、共和国の「主権」をいかなる意味でも認めないという意味では、九三年憲法を「狭く」解釈し、「垂直的権力」関係の強化については九三年憲法を「広く」解釈しているようである。「立憲主義者」、「法治主義者」のプーチンにとって、憲法とは、その時々々の権力の要請に基づいて伸びたり縮んだりするゴム細工のようなものである。プーチンの掲げてきた連邦制改革や憲法を頂点とする法治国家確立の決意が、それまでの「無秩序」と比べて、法学者にとって、ある意味で心地よく響くせいか、ロシアの法学者も、プーチン流の立憲政治を素朴に支持する傾向がある。その際、否定的にみられるのは、民族共和国や諸地域の「エスノクラシー」、「門閥政治」、「ボス支配」、「封建割拠」などである。民族共和国や地方の政治が、場合によって、そうした側面を濃厚に有してきたことは確かである。それゆえ、プーチンの連邦制改革に対する見方には、「近代的」な連邦中央権力が「反動的」地方権力を打破してくれるという神話が根強い(しかし、地方の「門閥政治」、「ボス支配」とは、中央の政治の鏡像なのである)。

確かに、プーチンは連邦制の下で安定した「集権的国家」を形成しようとしている意味で、アメリカ合衆国の建

国者をもじつていえば、そこに「ザ・フェデラリスト」的な要素を見出すことも不可能ではない。さらにフランス革命をもじつていえば、ブーチンはジャコパン的公安委員会型の指導者のようにもみえる。これとの比較でいえば、エリツインは、法的多元性を容認し諸地域の指導者との妥協やコンセンサスを重視する意味で、多元的な「帝国」の指導者であったといえる。

では現在のロシアにおいて連邦中央の権力が強くなることが、民主主義や人権、自由の重視を意味するかというと、残念ながらそうは言えないところに困難さがある。逆に、冒頭でも指摘したように、ロシアの歴史の中で周期的に現れる、肥大化した中央権力と官僚制の弊害となる危険性のほうが大きく、強大な権限を手に入れている分、いったいそうたちが悪いともいえる。その場合、「垂直的権力」関係は、政治的には連邦中央権力の安泰のための協賛を調達する回路に成り下がる危険性もある。

その際、前述のように、中央と民族共和国などの諸地域をあまりにも対立的に描くことも、本質から目をそらすことになる。例えば、「オリガーキーと闘う強い国家権力」という図式が警戒を要するように、対立しているものが本来同一、同根であるという教訓を忘れてはならない。中央と対立しているかのような地方の指導者も、中央権力を支持する限り、保護され、見返りを与えられてきた。そうした意味では、「垂直的権力」関係の強化のための「連邦干渉措置」は、それが過度に「集権的」であることに専ら問題があるよりも、それが政治的さじ加減によっていることにも問題がある。「法治主義的」な諸制度が、同時に非法治的な判断で利用される可能性もある。

エリツイン時代には、かつてのゴルバチョフが「祖国」IIソ連を崩壊させたと多くの国民に批判され、ブーチン時代には、エリツインが民族共和国などに譲歩しすぎて「祖国」IIロシアを無秩序に陥れたと批判された。それらの「ネガティブ」な過去に対する反動としての愛国主義的ムードの中で、「祖国」は常に単一不可分で強くなければならないという考えが支配的になってきた。しかし、そもそも「帝国」的遺産を多分に有し、「国民国家」とい

うにはあまりにも大きすぎるロシアの「強さ」への憧憬は、弊害やリスクも大きく、またぞろ大ロシア的排外主義の亡霊が復活している面もある。憲法を頂点とした法的階層性の確立というのは、法治主義的言説のレベルでは正しく、それに対して異論を唱えることは困難でも、それが実際に何をもたらすのか、いかなる権力を利するのかということは、また別問題なのである。

ふりかえれば、九二年三月の連邦条約が、ロシアの連邦制にとって規範的には最も適格的であったのかもしれない（これはこれで連邦構成共和国を利することになるのである）。そこで共和国が「主権的」であつても、それは分離・独立を意味せず、共和国の「主権」を批判する際に「放っておくとロシアが解体してしまう」というのは明らかに論理の飛躍であつた。チュチェンが完全独立を掲げても、他の共和国は必ずしもそうした方向には走らなかった（走れなかった）のである。また、一九九三年十月の「憲法クーデタ」とそれに続く九三年憲法制定が、九二年三月の連邦条約を事実上反故にすることによって、連邦中央は、自らの正統性の源泉であるはずの九三年憲法を翻上げにして個別の権限区分条約を結び直すというつけを払わなければならなかった。現在でこそ地方の指導者は、いやおうなしにブーチン流の法治主義的言説に従わなければならないが、しきりと指摘されてきた連邦構造における法的「無秩序」は、単に諸地域や民族共和国に責任があるというよりも、九二年から九三年にいたる政治、憲法状況の急転換に起因しているといえるであらう。

かくて、本稿のタイトルにある現代ロシアの「国家統一」という枠組みについては、そこに専らポジティブな願いが込められているというよりも、ネガティブな要素もある。つまり、ソ連解体後、ロシアは民主主義や自由について模索しつつ、今や、「管理された民主主義」を経てようやく権威主義体制に到達したのではないかということである。かつてのソヴィエト体制が、ペレストロイカ時代に「行政的・兵營的社會主義」と批判的に総括されたことのひそみにならつていえば、現代のロシアで形成されつつあるのは「行政的・兵營的法治国家」なのであろうか。

もちろん、現代のロシアは、スターリン主義とは異なるが、カール・マルクスが『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』の冒頭でヘーゲルを想起しつつ、世界史的事実は、一度目は偉大な悲劇として、二度目はみじめな笑劇として現れると述べたことが不気味に響くのである。

(続く)

資料(翻訳)

①ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関(代表機関)および執行機関の組織の一般原則に関する連邦の法律(抜粋訳)

ロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)および執行機関の体系は、ロシア連邦の憲法体制の基礎および本法にしたがって、ロシア連邦構成主体によって独自に定められ得る。

ロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)ならびに執行機関の樹立、編成および活動、その権限および責任、連邦構成主体間および連邦国家権力機関との相互関係の手続きは、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、本法およびその他の連邦の法律、ロシア連邦構成主体の憲法(憲章)、法律およびその他の規範的法令に立脚する。

本法では、「ロシア連邦構成主体の国家権力の執行機関」という語と「ロシア連邦構成主体の執行権力機関」という語は同義である。

第一章、総則

第一条、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の活動原則

一、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の活動は以下の原則によって実現される。

- a) ロシア連邦の国家的、領土的 一体性
- b) ロシア連邦の主権のロシア連邦全領土への適用
- c) ロシア連邦憲法および連邦の法律のロシア連邦全領土における優越
- d) 国家権力体系の統合性
- e) 権限のバランスならびに権限もしくはその大部分が一つの権力機関あるいは公職者に集中するのを防ぐことを保障するための立法、執行および司法権力の分立
- f) ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分
- g) ロシア連邦構成主体に属する権限についてのロシア連邦構成主体の国家権力による自主的行使
- h) 地方自治機関によるその権限の独自の行使

二、ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦構成主体の国家権力機関および地方自治機関の適切な選挙日を指定しその選挙を定期的に実施することを法律的に保障することを通じて、市民が直接および代表者を通じて国家の統治に参加する権利の実現を保障する。

三、ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦構成主体の領土における地方自治の発展を支援する。

四、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限は、ロシア連邦憲法、本法、その他の連邦の法律、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）および法律によって定められ、その権限の変更は、ロシア連邦憲法の改正および（もしくは

は)その条文の修正、本法の改正および(もしくは)追加、また新しい連邦の法律、ロシア連邦の憲法(憲章)および法律の採択あるいはそれらの改正および(もしくは)追加によってなし得る。

五、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分は、ロシア連邦憲法、ならびにロシア連邦憲法と連邦の法律にしたがって締結された管轄事項および権限の区分に関する連邦条約、その他の条約によって実現される。連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分に関する条約(以下、権限区分条約)の締結による管轄事項ならびに権限の区分の一般原則および手続き、また連邦の法律の採択は、本法によって定められる。

六、ロシア連邦憲法にしたがって連邦執行権力機関とロシア連邦構成主体の執行権力機関は、ロシア連邦憲法、本法およびその他の連邦の法律に反しない場合、相互の合意によって自己の権限行使を一部委譲しあうことができる。

第三条 (二〇〇三年七月四日改正) ロシア連邦憲法および連邦の立法の優位の保障

一、ロシア連邦憲法によって定められたロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄事項(以下、共同管轄事項)、またロシア連邦構成主体の管轄事項は、連邦の法律、権限区分条約、連邦執行権力機関とロシア連邦構成主体の執行権力機関との間の権限行使の一部委譲に関する協定(以下、協定)、ロシア連邦構成主体の憲法(憲章)、法律およびその他の規範的法令によって移管、除去もしくはその他の方法で再分配されない。それらのアクトの規定がロシア連邦憲法に矛盾する場合、ロシア連邦憲法の規定が効力を有する。

ロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令は、ロシア連邦の管轄事項および共同管轄事項に関し

て採択された連邦の法律に矛盾することはできない。連邦の法律と、ロシア連邦において公布されたその他のアクトが矛盾する場合、連邦の法律が効力を有する。

二、ロシア連邦構成主体は、連邦の法律が採択されるまで、共同管轄事項に関する独自の法的規制をなす権限を有する。しかるべく連邦の法律が採択された後、ロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令は、三ヶ月以内に連邦の法律に適合するように調整される。

三、ロシア連邦構成主体の国家権力機関が、連邦の法律がロシア連邦憲法に適合していないとみなす場合、また連邦国家権力機関の規範的法令がロシア連邦憲法、連邦の法律、もしくは連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分を定める権限区分条約の規定に適合しないとみなす場合、権限に関する争いもしくは連邦の法律の憲法適合性、連邦国家権力機関の規範的法令の憲法適合性、連邦の法律あるいは権限区分条約への適合性に関する問題は、該当する裁判所によって解決される。連邦の法律あるいはその個々の規定がロシア連邦憲法に適合していないこと、または連邦国家権力機関の規範的法令がロシア連邦憲法、連邦の法律もしくは権限区分条約に適合していないことについての裁判所の決定が効力を発するまで、該当する連邦の法律規定および連邦国家権力機関の規範的法令に違反したロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令を採択することはできない。

第三条の一 (二〇〇〇年七月二九日追加) ロシア連邦構成主体の国家権力機関の責任

ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律および連邦の法律への違反に対する責任を負い、共和国、地方(道)、州、自治州、自治管区の憲法(憲章)、法律およびその他の規範的法令のロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律および連邦の法律への適合およびそれらによって実現される行為を保障する。

ロシア連邦構成主体の国家権力によって、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律および連邦の法律に違反し、人市民の権利および自由の多数かつ深刻な侵害、またロシア連邦の単一性および領土的一体性、ロシア連邦の安全保障および国防、ロシア連邦の法的・経済的領域の統一性への脅威を引き起こす規範的法令が採択された場合、ロシア連邦構成主体の国家権力は、ロシア連邦憲法および本法によって責任を負う。

第二章、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）

第九条、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の期限前の権限停止手続を

一、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の権限は、以下の場合、期限前に停止される。

a) ロシア連邦構成主体の立法機関が解散の決定を採択した場合。その際、解散の決定は、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）もしくは法律による。

b) ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行権力機関の長）が、本条第二項にしたがって、立法機関を解散した場合。

c) 共和国の最高裁判所、地方（道）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の裁判所が、議員の辞職に関連する場合を含めロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の議員が権限を有していないこと決定し、その効力が発生した場合。

d) (二〇〇〇年七月二十九日追加) 本条四項で規定された手続および根拠によって当該立法機関が解散する場合。

二、ロシア連邦構成主体の立法機関が、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の権限およびロシア連邦と連邦構成主体の共

同管轄に關して採択された連邦の法律、連邦構成主体の憲法(憲章)に反した憲法(憲章)、法律および規範的法令を採択し、もし裁判所がそのような違反を認め、なおかつ裁判所の決定の日から六ヶ月経って当該立法機關が違反した憲法(憲章)あるいは法律もしくは規範的法令を失効させない場合、ロシア連邦構成主体の最高公職者(最高執行機關の権力長)は、当該立法機關の期限前の権限停止決定をなし得る。

三、ロシア連邦構成主体の最高公職者(最高執行権力機關の長)による当該構成主体の立法機關(代表機關)の期限前の権限停止決定は、大統領令(大統領決定)の形態をとる。

四、(二〇〇〇年七月二十九日追加)ロシア連邦構成主体の立法機關が、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律、連邦構成主体の憲法(憲章)に反した憲法(憲章)、法律および規範的法令を採択したことを裁判所が認め、なおかつ裁判所の決定の日から六ヶ月経って、もしくは裁判所が他に定めた期間内に、当該立法機關が、裁判所によって連邦法への違反と効力停止が認められた規範的法令を廃止しないことを含めて自己の権限内で裁判所の決定の執行に關する措置をとらない場合、その期限が経過した後には裁判所によって、当該立法機關が自己の権限内で裁判所の決定の執行に關する措置を回避した結果としてロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律によって確保されている連邦國家権力機關および地方自治機關の権限の実現に障害が設けられ、人および市民の権利と自由、法人の権利と法律的利益が侵害されていると認められた場合、ロシア連邦大統領は、当該連邦構成主体の立法機關(代表機關)に警告を発する。

ロシア連邦構成主体の立法機關(代表機關)に対するロシア連邦大統領の警告発令は、大統領令という形をとる。

ロシア連邦構成主体の立法機關(代表機關)に対するロシア連邦大統領の警告発令の日から三ヶ月を経過して当該立法機關が自己の権限内で裁判所の決定の執行に關する措置をとらない場合、ロシア連邦大統領は連邦

下院に当該立法機関の解散に関する連邦の法律草案を提出する。下院はその法律草案を二ヶ月以内に審議しなければならない。

ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の権限は、当該立法機関の解散に関する連邦の法律が効力を発した日に停止する。

ロシア連邦大統領がロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）に警告を発する、もしくは連邦下院に当該立法機関の解散に関する連邦の法律草案を提出する時期は、裁判所の決定が効力を発した日から一年を超えることはできない。

五、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）が期限前に権限を停止した場合、連邦の法律、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）および（もしくは）法律にしたがって、当該立法機関の臨時選挙が指定される。その選挙は、当該立法権力機関の期限前の権限停止に関する決定の日から百二十日以内に行なわれる。

第三章、ロシア連邦構成主体の執行権力機関

第一九条、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の期限前の権限停止

一、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の権限は、以下の場合、期限前に停止される。

- a) 死亡による場合
- b) ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の不信任に関連して辞職する場合
- c) 本人の希望によって辞職する場合
- d) (二〇〇〇年七月一九日追加) ロシア連邦大統領によって解任される場合

e) 裁判所によって責任無能力あるいは準責任無能力と判断された場合

f) 裁判所によって行方不明あるいは死亡を宣告された場合

g) 裁判所による有罪判決の効力が発生した場合

h) ロシア連邦から出国して国外に定住した場合

i) ロシア連邦国籍を喪失した場合

j) (二〇〇三年七月四日改正) 本法に定められた原則および手続きにしたがいロシア連邦構成主体の有権者によってリコールされる場合、ただし、そのようなリコールがロシア連邦構成主体の憲法(憲章)によって規定されている場合。

二、ロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)は、当該連邦構成主体の最高公職者(最高執行機関の長)がロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦構成主体の憲法(憲章)および法律に違反したアクトを公布し、その違反が裁判所によって認められ、その裁判所の決定が効力を発した日から一ヶ月以内に最高公職者(最高執行機関の長)が違反を除去しない場合、またロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦政府決定、ロシア連邦構成主体の憲法(憲章)および法律に対するその他の重大な違反があり、それによって市民の権利および自由の多数の違反をまねいたことが、該当する裁判所によって認定された場合、その最高公職者(最高執行機関の長)への不信任を表明することができる。

三、ロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)による当該連邦構成主体の最高公職者(最高執行機関の長)への不信任の決定は、議員定数の三分の一以上の議員の発議にもとづき議員定数の三分の二以上の賛成投票によって採択される。

四、ロシア連邦構成主体の二院制の立法機関による当該連邦構成主体の最高公職者への不信任の決定は、当該連邦

構成主体の憲法（憲章）によって付与された不信任発議権により、両院の議員総数の三分の一以上の議員の発議にもとづき各院の三分の二以上の賛成投票によって採択される。

五、ロシア連邦構成主体の二院制の立法機関による当該連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）への不信任の決定によって、その最高公職者（最高執行機関の長）の辞職およびその最高公職者（最高執行機関の長）によって率いられた最高執行機関の総辞職が速やかになされる。

六、（二〇〇〇年七月二十九日追加）ロシア連邦大統領によるロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の解任の決定により、その最高公職者（最高執行機関の長）によって率いられた最高執行機関の総辞職がなされる。

七、本条五項および六項によって規定されたロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の総辞職の場合、その最高執行機関は、新たな最高執行機関が編成されるまで活動を続ける。

八、（二〇〇三年七月四日追加）ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールがロシア連邦構成主体の法律で規定されている場合、リコールの根拠および手続きが定められなければならない。

ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールは、次のうちのいずれかによって可能である。

ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）がロシア連邦の法律および（もしくは）ロシア連邦構成主体の法律に違反し、その事実が裁判所によって認定された場合、そのことによるリコールによって、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）は、連邦の法律およびロシア連邦構成主体の法律に規定されたその他の責任から免れるものではない。

ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）が、裁判所によって定められた自らの義務を正当な

理由なく度々履行しない場合。

これらを根拠としたロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールの投票は、ロシア連邦構成主体の領土において登録された有権者総数の3%以上の署名により指定することができる。リコールの手続きは、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の選挙権をもつ有権者（以下、投票参加者）に、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールの宣伝をし、またリコールに反対する可能性を保障し、投票参加者がロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールに関して普通平等および秘密投票を行なうことを保障しなければならない。

リコールされる者は、リコールの発起人、リコールに関する委員会としてのロシア連邦構成主体の選挙管理委員会、もしくはロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）によって、リコールの問題についての審議の時刻と場所を知らされなくてはならず、また投票参加者に、リコールの根拠として提出された事情についての見解表明をなす可能性を保有しなければならない。リコール実施のすべての過程で、リコールされる者は名誉および自尊心、市民の権利および自由を裁判所で行使できる。

リコールの承認は、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）のリコールに関する投票のための名簿に含まれる投票参加者総数の過半数がリコールに賛成した場合に成立したとみなされる。

九．（二〇〇〇年七月二九日改正）ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）が、本法第二九条四項で規定されている場合を含み自己の任務を果たせない場合、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）もしくは法律によって規定されている公職者が一時的にその任務を果たす。

ロシア連邦大統領によってロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）が解任された場合、当該構成主体の憲法（憲章）もしくは法律によって最高公職者（最高執行機関の長）の任務を一時的に果たす規定

がない場合、ロシア連邦大統領は、当該構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）が選出されるまでの間、一時的に任務を果たす最高公職者（最高執行機関の長）を任命することができる。

十、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）により、一時的に任務を果たす当該構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の個々の権限の実施を制限することができる。

十一、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の権限が期限前に停止される場合、権限を有する機関もしくは公職者は、連邦の法律ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）および（もしくは）法律にしたがって、当該連邦構成主体の最高公職者（最高執行機関の長）の臨時選挙を指定する。その選挙は最高公職者（最高執行機関の長）の期限前の権限停止の日から百二十日以内に実施される。

第四章の二（二〇〇三年七月四日追加）連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の権限区分の一般原則

第二六条の一、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限の決定

一、ロシア連邦構成主体の管轄事項に関してロシア連邦構成主体の国家権力機関によって行使される権限は、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）、法律およびそれらにしたがって採択されるその他の規範的法令によって決定される。

二、共同管轄事項に関してロシア連邦構成主体の国家権力機関によって行使される権限は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、権限区分条約および協定によって決定される。

三、ロシア連邦の管轄事項に関してロシア連邦構成主体の国家権力機関によって行使される権限は、連邦の法律、

それにしたがって公布されるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の規範的法令ならびに協定によって、決定される。

四、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限を決定する連邦の法律、権限区分条約および協定は、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限、義務および責任、該当する権限行使の財政上の手続きおよび財政源を定めなければならず、同様な権限を同時に連邦国家権力機関および地方自治機関に負わせることはできず、また本法に定められたその他の要求に合致しなければならない。それらの諸要求は、ロシア連邦大統領令およびロシア連邦政府決定にも及ぶ。

第二六条の四、ロシア連邦議会上院における、共同管轄事項に関する連邦の法律草案審議へのロシア連邦構成主体の国家権力機関の参加

一、共同管轄事項に関する連邦の法律草案は、本条の定める手続きにしたがってロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)および最高執行機関の同意を得る。

二、共同管轄事項に関する連邦の法律草案は、それが連邦下院(以下、下院)に提出された後、当該法律草案に対する意見を三〇日以内に連邦下院に提出させるためにロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)および最高執行権力機関に送付される。

三、三分の一以上のロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)および最高執行権力機関が当該法律草案の第一読会での採択に反対を表明した場合、下院の決定にしたがって、合意委員会を創設することができる。

ロシア連邦構成主体の立法機関(代表機関)および最高執行権力機関のいずれもが当該法律草案の採択に賛成の表明をした場合、連邦構成主体の国家権力機関の意見は肯定的なものであるとみなされる。

ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）および最高執行権力機関のいずれもが当該法律草案の採択に反対の表明をした場合、連邦構成主体の国家権力機関の意見は否定的なものであるとみなされる。

ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の見解と最高執行権力機関の見解とが異なる場合、連邦構成主体の意見は表明されなかったものとみなされる。

共同管轄事項に関する連邦の法律草案に対するロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の意見は、当該立法機関の決定によって作成される。

共同管轄事項に関する連邦の法律草案に対するロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の意見は、ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の長）によって署名される。

四、連邦下院の第一読会で採択された共同管轄事項に関する連邦の法律草案は、連邦下院に三〇日以内に当該法律草案の修正の意見を提出させるためにロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）に送付される。この期間が終了するまで当該法律草案の第二読会での審議は認められない。

第二六条の七、権限区分条約締結の原則および手続き

一、権限区分条約締結が許容されるのは、以下の場合、すなわちロシア連邦構成主体の経済的、地理的およびその他の特殊性によって条件付けられる場合、およびそのような特殊性により、連邦の法律で定められているのは別個に権限区分が決定される場合である。権限区分条約には、連邦国家権力機関の権限およびロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限一覧、連邦の法律およびロシア連邦構成主体の法律に定められているのとは別個に実施される権限区分が定められ、それらの権限行使の条件および手続き、当事者の具体的権利および義務、権限区分条約の効力期間、その延長手続き、また権限区分条約の期限前の破棄の根拠および手続きが決定され

る。

二、権限区分条約の言語はロシア語である。条約の当事者によって、権限区分条約は、ロシア語の他、ロシア連邦を構成する共和国の国家語によって作成され署名される。

三、連邦国家権力機関による権限区分条約草案の起草および事前協議の手續きは、本法にしたがって、ロシア連邦大統領によって決定される。ロシア連邦構成主体の執行権力機関による権限区分条約の起草手續きは、その草案が連邦国家権力機関に提出されるまでの間、ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の執行権力機関の長）によって、本法にしたがって決定される。

四、本法の手續にしたがって起草され、協議される権限区分条約草案は、ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の長）によって当該連邦構成主体の立法機関（代表機関）に提出される。

権限区分条約草案は、所定の議員数の過半数の投票によるロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の決定にしたがって承認もしくは否認される。ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の長）は、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）における権限区分条約草案の審議結果について、ロシア連邦大統領に報告する。

五、権限区分条約の当事者ではないロシア連邦構成主体の国家権力機関は、自らの請求により、権限区分条約が承認されるまでに、その草案を受け取り、提案および意見を付す権限を有す。

六、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）によって承認された権限区分条約に修正および（もしくは）追加がなされた場合あるいは権限区分条約の個々の条文が否認された場合、本条三項および四項の手續にしたがって再度の事前協議および承認に付される。

七、権限区分条約は、ロシア連邦大統領およびロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の最高執行

権力の長) によって署名される。

八、ロシア連邦大統領は、権限区分条約に署名してから十日以内に、権限区分条約の承認に関する連邦の法律草案を下院に提出する。

九、権限区分条約は、権限区分条約の承認に関する連邦の法律が別の定めをしていない限り、その連邦の法律が効力を発した日から発効する。

権限区分条約は、連邦の法律としての効力を有し、改正し得る。権限区分条約の効力は、権限区分条約の締結および発効に関する本法の手続きによる改正および(もしくは)追加によってのみ、停止され得る。

十、権限区分条約の効力期間は十年を超えることができない。

十一、権限区分条約の期限前の効力停止(以下、破棄)は、当事者間の合意もしくは裁判所の決定をもとになされる。

当事者間の合意による権限区分条約の破棄および(もしくは)その条約の期間延長は、権限区分条約の締結および発効に関する本法の手続きによる。

一方の当事者による権限区分条約の破棄は、地方の当事者による権限区分条約の条項の違反に関する裁判所の決定が効力を発した場合になし得る。連邦の裁判所の決定は、ロシア連邦大統領もしくはロシア連邦構成主体の最高公職者(ロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の長)が、一方の当事者の意向によって権限区分条約を破棄する決定を採択する根拠となる。

一方の当事者の意向による権限区分条約の破棄決定は、裁判所の決定が効力を発した日から三〇日以内に採択され、公表される。その場合、権限区分条約の承認に関する連邦の法律は、権限区分条約の破棄決定が公表された日から効力を失う。

第二六条の八、協定締結の原則および手続き

一、連邦執行権力機関は、ロシア連邦構成主体の執行権力機関との協議により、ロシア連邦憲法、本法およびその他の連邦の法律に反しない場合、自己の権限行使の一部をロシア連邦構成主体の執行権力機関に委譲することができる。権限行使の一部をロシア連邦構成主体の執行権力機関に同等に委譲することが連邦の法律によってできない場合、協定が締結される。

ロシア連邦構成主体の執行権力機関は、連邦執行権力機関との協議により、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）、法律およびその他の規範的法令に反しない場合、必要不可欠な財政の委譲を伴う自己の権限行使の一部を連邦執行権力機関に委譲することができる。

協定の締結によってロシア連邦構成主体の執行権力機関に権限行使の一部を移譲した連邦執行権力機関は、その協定の条件遵守を監督し、委譲された権限の一部の不適切な行使に責任を負う。

二、協定では、権限行使の財政手続きを含む権限行使の一部委譲の条件および手続き、協定の効力期間、協定の当事者の責任、協定の期限前の破棄の根拠および手続き、協定の条項の履行に関するその他の諸問題が規定される。

三、協定には、連邦執行権力機関の長およびロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の最高執行権力機関の長）が署名する。

四、協定の当事者ではないロシア連邦構成主体の国家権力機関は、自らの申請により、協定の草案を受け取る権限を有す。

五、協定は、所定の手続きにしたがってロシア連邦政府の決定によるその承認および公表の後に、締結され効力が

発したものとみなされる。

六、協定草案の起草および協議の手続き、またロシア連邦政府の承認手続きならびにその改正および（もしくは）追加手続きは、本法にしたがってロシア連邦政府によって決定される。

第二六条の九、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の個々の権限の連邦国家権力機関による一時的行使

一、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の個々の権限は、以下の場合、連邦国家権力機関および（もしくは）連邦国家権力機関によって任命された公職者に一時的に委譲することができる。

a) 自然災害、惨事、その他の非常事態に際して、ロシア連邦構成主体の国家権力機関が不在で、本法による編成ができない場合

b) (*二〇〇七年一月一日より効力発生) ロシア連邦構成主体の国家権力機関の決定、作為もしくは不作為の結果として、ロシア連邦予算法典の手續による債務および（もしくは）予算上の義務の執行に関して、ロシア連邦構成主体の債務超過が、当該会計年度におけるロシア連邦構成主体の予算支出の三〇%を超える場合

c) ロシア連邦構成主体の執行権力機関によって、連邦予算からの補助金供与を考慮してなされる権限行使に際して、ロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の規範的法令への違反がみられ、その違反が裁判所によって認定された場合

二、本条一項(a)で規定された連邦国家権力機関への権限委譲の決定は、ロシア連邦議会上院の同意にもとづいてロシア連邦大統領によって採択される。

ロシア連邦構成主体の国家権力機関の個々の権限を連邦国家権力機関に一時的に委譲するロシア連邦大統領

令によって、以下のことが決定される。

連邦国家権力機関に委譲される、本法および他の連邦の法律によって定められたロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限の一覧。

連邦国家権力機関によって任命される、権限の委譲される連邦国家権力機関および（もしくは）公職者、またそれらの間での権限の分配。

本条一項の（a）に規定された状況の除去の期間を超えない、ロシア連邦国家権力機関に権限が委譲される期間。

連邦国家権力機関の活動に対する予算供与の出所および手続き。

ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）採択およびその改正、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の編成、ロシア連邦構成主体の地位の変更、ロシア連邦構成主体同士の協会の変更に関するロシア連邦構成主体の国家権力の権限は、連邦国家権力機関に委譲されることはできない。

三、（*二〇〇七年一月一日より効力発生）本条一項の（b）に際して、ロシア連邦政府の陳情にもとづき、連邦の法律にしたがいロシア連邦最高仲裁裁判所の決定により、ロシア連邦構成主体に一年以内の期間で一時的な予算管理が導入される。

一時的な予算管理は、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）の権限が開始してから一年以内に導入されることはできない。

ロシア連邦構成主体の支払い能力回復のために、一時的な予算管理は、ロシア連邦予算法典にしたがって、ロシア連邦構成主体の債務超過の建て直しに関する措置を講じ、ロシア連邦構成主体の当該年度の予算に関する法律の改正および追加に関する法律草案、また次年度の連邦構成主体の予算に関する法律草案を準備し、そ

これらの法律草案を、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）に提出し、ロシア連邦予算法典の定めがある場合、ロシア連邦政府に提出する。一時的な予算管理は、ロシア連邦構成主体の予算の執行の監督を保障し、ロシア連邦予算法典で規定されたその他の権限をも行使する。

四、本条一項の（c）に際して、ロシア連邦構成主体の執行権力機関の権限行使にしかるべく違反がみられる場合、連邦執行権力機関による一時的な権限行使に関する決定は、連邦の法律、ロシア連邦大統領および（もしくは）ロシア連邦政府の規範的法令の手續きにより、補助金の停止を含め、ロシア連邦政府によって採択される。

五、本条にしたがって連邦国家権力機関によって採択される決定は、裁判手續きにしたがって、異議申し立てに付すことができる。

第五章、ロシア連邦構成主体の立法機関（代表機関）、最高公職者（最高執行権力機関の長）および執行権力機関の活動における合法性の保障

第二七条、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）、法律およびその他の規範的法令のロシア連邦憲法および連邦の法律への適合性の保障

一、ロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）および法律に違反したロシア連邦構成主体の立法機関、最高公職者（最高執行権力機関の長）、最高執行権力機関、ロシア連邦構成主体のその他の国家権力機関の法令、またそれらの機関の公職者の法令は、法律によって定められた規則にしたがい検査およびその代理人による異議申し立てに付される。

二、連邦構成主体の立法機関、最高公職者（最高執行権力機関の長）および最高執行権力機関は、自己の権限行使

の際に、ロシア連邦憲法および連邦の法律の遵守を保障する。

三、（二〇〇〇年七月二十九日改正）ロシア連邦大統領は、ロシア連邦構成主体の立法機関に対して、当該連邦構成主体の憲法（意章）、法律もしくは立法機関のその他の規範的法令がロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律に適合するための調整について、意見を出すことができる。

四、（二〇〇〇年七月二十九日追加）本条三項の実施に際して見解の相違が生じた場合、ロシア連邦大統領は、その解決のための合意の手続きを用いる。合意による解決が達成できなかった場合、ロシア連邦大統領は争いの解決を該当する裁判所の審理に委ねることができる。

五、人および市民の権利と自由、社会団体および地方自治体の権利を侵害するロシア連邦構成主体の法律およびその立法機関の法令、当該連邦構成主体の執行機関の法令およびその公職者の法令は、裁判手続きによって異議申し立てられ得る。

第二九条、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行権力機関の長）の法令、ロシア連邦構成主体の執行権力機

関の法令の効力停止

一、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行権力機関の長）の法令、またロシア連邦構成主体の執行権力機関の法令がロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦の国際的義務に違反している場合あるいは人および市民の権利と自由を侵害する場合、該当する裁判所によるこの問題の決定が下されるまでの間、それらの法令の効力を停止することができる。

二、本条一項による法令のロシア連邦大統領による効力停止の間、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行権力機関の長）および（あるいは）ロシア連邦構成主体の執行権力は、ロシア連邦大統領によってその効力を停

止させられた法令を廃止する法令もしくは必要不可欠な修正を加える法令を除き、効力を停止させられた法令と同様の規制事項を含むその他の法令を公布することはできない。

三、本条一項に際して、ロシア連邦構成主体の最高公職者（最高執行権力機関の長）は、本人あるいはロシア連邦構成主体の執行権力によって公布された法令の、ロシア連邦憲法、連邦の法律およびロシア連邦の国際的義務への適合性の問題を解決するために該当する裁判所に提訴することができる。

第二九条の一（二〇〇〇年七月二十九日追加）ロシア連邦構成主体の執行権力機関の公職者の責任

一、ロシア連邦構成主体の執行権力機関の公職者は、連邦の法律および連邦構成主体の法律で規定された責任を負う。

二、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦構成主体の執行権力の長）に、以下の場合、警告を行なう。

a) ロシア連邦構成主体の最高公職者が、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律に違反した規範的法令を公布し、その違反が裁判所によって認定され、裁判所の決定が効力を発した日から二ヶ月以内もしくは裁判所が別途定めた期間内に自己の権限内で裁判所の決定の執行に関する任務を果たさなかった場合。

b) ロシア連邦構成主体の最高公職者もしくはロシア連邦構成主体の執行権力機関の規範的法令の効力停止についてのロシア連邦大統領令の公布の日から二ヶ月以内に、ロシア連邦構成主体の最高公職者が、停止させられた規範的法令の廃止もしくは改正を規定する規範的法令を公布せず、その期間内にロシア連邦構成主体の最高公職者が争いの解決を該当する裁判所に提起しない場合。

ロシア連邦大統領がロシア連邦構成主体の最高公職者に行なう警告は、裁判所による決定が効力を発した

日、もしくは、ロシア連邦構成主体の最高公職者が該当する裁判所に争いの解決を提起しない場合にはロシア連邦構成主体の最高公職者あるいはロシア連邦構成主体の執行機関の規範的法令の効力停止を命じたロシア連邦大統領令の公布の日から六ヶ月以内に行なわれる。

三、ロシア連邦大統領によるロシア連邦構成主体の最高公職者への警告発令の日から一ヶ月以内にロシア連邦構成主体の最高公職者が自己の権限内で警告の原因となったものを除去しない場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦構成主体の最高公職者を解任する。

四、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦構成主体の最高公職者が重大な犯罪もしくはとりわけ重大な犯罪で起訴された場合、ロシア連邦の刑事訴訟法で定められた手続きにより、ロシア連邦検事総長の示す根拠にしたがって、ロシア連邦構成主体の最高公職者を一時的に解任することができる。

五、ロシア連邦構成主体の最高公職者に対する警告もしくは解任に関するロシア連邦大統領の決定は、大統領令による。

六、ロシア連邦構成主体の最高公職者の解任に関するロシア連邦大統領令は、その公布の日から十日後に効力を発する。

ロシア連邦大統領令による解任によって権限を停止させられたロシア連邦構成主体の最高公職者は、当該大統領令公布の日から十日以内にロシア連邦最高裁判所に当該大統領令について提訴することができる。

ロシア連邦最高裁判所は提訴を審理し、提訴の日から十日以内に判決を下さなければならない。

「ロシア連邦構成主体の国家権力の立法機関（代表機関）および執行機関の組織に関する連邦の法律」の改正お

よび追加に関する連邦の法律（二〇〇三年七月四日）^第

第五条 本法が効力を発する日に効力を有している連邦国家権力機関と連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の区分に関する条約は、本法が効力を発した日から二年以内に連邦の法律による承認に服す。本法が効力を発する日に効力を有している連邦執行権力機関と連邦構成主体の執行権力機関との間の権限行使の一部委譲に関する協定は、本法が効力を発した日から二年以内にロシア連邦政府の決定による承認に服す。本法の定める手続きにしたがつて承認されない条約および協定は、右の期間の消滅とともに効力を失う。

②ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立の手續きに関するロシア連邦の憲法的法律^第

本法は、ロシア連邦憲法第六五条二項にしたがい、ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立の基本的な条件および手續きを定める

第一章 総則

第一条 本法において用いられる基本概念

一、ロシア連邦への新規構成主体の加入 *Prilichie* とは、外国もしくはその領土の一部がロシア連邦と統合した結果、ロシア連邦構成主体の成員に変動が生じることと規定する手續きである。

二、ロシア連邦の新規構成主体の樹立 *создание* とは、この連邦の憲法的法律にしたがい、外国もしくはその領土の一部がロシア連邦に加入することを伴わずに、ロシア連邦構成主体の成員に変動が生じることを規定する手続きである。

第二条、新規構成主体のロシア連邦への加入および新規構成主体の樹立に関するロシア連邦の立法

一、ロシア連邦への新規構成主体の加入は、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の締結する国際条約（二国間条約）、本法ならびに新規構成主体のロシア連邦への加入に関する連邦の憲法的法律にしたがって実施される。

二、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立は、ロシア連邦憲法、本法ならびにロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する憲法的法律にしたがって実施される。

第三条、ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立についての基本条件

一、ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立は、自発的原则に基づいて実施される。

二、ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の樹立に際して、ロシア連邦の国家的利益、ロシア連邦の連邦制度の原則、人および市民の権利と自由が遵守されなければならない、またロシア連邦構成諸主体の従来の歴史的、経済的および文化的関係ならびに社会的・経済的可能性が考慮されなければならない。

第四条、ロシア連邦への新規構成主体の加入条件

一、ロシア連邦への新規構成主体の加入は、外国もしくはその領土の一部によって採択され得る。

二、外国もしくはその領土の一部がロシア連邦に新規構成主体として加入することは、ロシア連邦と当該国家との

同意に沿って、外国もしくはその領土の一部が新規構成主体としてロシア連邦に加入することに関するロシア連邦と当該国家との間の国際条約（二国間条約）にしたがつて実施される。

三、外国が新規構成主体としてロシア連邦に加入する場合、本条二項で言及されている国際条約がその新規構成主体に地方もしくは州の地位を付与していない場合、その新規構成主体には共和国の地位が付与される。

四、外国の領土の一部が新規構成主体としてロシア連邦に加入する場合、本条二項で言及されている国際条約にしたがつて、その新規構成主体には共和国、地方、州、自治州もしくは自治管区の地位が付与される。

第五条 ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立条件

一、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立は、二つおよびそれ以上の隣接したロシア連邦構成主体の統合の結果として実施され得る。

二、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立によって統合されるロシア連邦構成主体の一方の領土は、統合された結果としてロシア連邦構成主体としての存在を停止し得る。

三、ロシア連邦憲法第一三七条二項[※]によって規定されているロシア連邦構成主体の名称変更は、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立を意味しない。ロシア連邦構成主体の新名称は、ロシア連邦憲法第六五条に記入され、ロシア連邦憲法条文の再訂版の際に考慮される。

第二章 ロシア連邦への新規構成主体の加入手続き

第六条 ロシア連邦への加入に関する発議

一、外国もしくはその領土の一部がロシア連邦への新規構成主体として加入、ならびに本法第二条二項によって規定されている国際条約を締結することに関する発議は、その外国によって提起される。

二、本条一項における発議が通過した後、ロシア連邦大統領は、それについてロシア連邦議会上院、下院、連邦政府に通知し、必要な場合、それらの諸機関と協議を行う。

三、本条一項における発議および国際条約の締結に関連する決定の審議は、「国際条約に関するロシア連邦の法律」にしたがって実施される。

第七条 国際条約によって規定される諸問題

一、以下の問題は国際条約によって規定される。

a) ロシア連邦の新規構成主体の名称および地位

b) 外国市民のロシア連邦国籍取得およびロシア連邦市民の法的地位の完全な適用の手続き

c) 国際機関におけるその外国の成員関係ならびにその外国の資産および負債の法的継承性

d) ロシア連邦の新規構成主体の領土におけるロシア連邦の立法の効力

e) ロシア連邦の新規構成主体の領土における、その外国の国家権力機関および地方自治機関の機能

二、国際条約は、新規構成主体がロシア連邦の経済、財政、信用および法システムならびにロシア連邦の国家権力機関の体系に統合されるまでの過渡期を定めることができる。

三、外国もしくはその領土の一部がロシア連邦に新規構成主体として加入することに関連する個々の問題については、ロシア連邦およびその外国は、国際条約を批准する際に同時に批准される特別の議定書に調印することができる。

四、国際条約の調印後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法裁判所にその国際条約のロシア連邦憲法への適合性に関する審査について照会する。

第八条、批准を求める国際条約およびロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律草案の下院への提出

一、ロシア連邦憲法裁判所が、発効していない国際条約のロシア連邦憲法への適合性を認めた場合、その条約は、「国際条約に関するロシア連邦の法律」に規定された手続きにしたがって、批准を求めるために下院に提出される。

二、国際条約と同時にロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律草案が下院に提出される。

三、ロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律草案は、新規構成主体の名称、地位および境界を定める規定、また新規構成主体がロシア連邦の経済、財政、信用および法システムならびにロシア連邦の国家権力機関の体系に統合されるまでの期間を定めた経過規定を含まなければならない。その法律草案は、当該条約およびその付属議定書から引き出されるその他の規定をも含むことができる。

第九条、ロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律の採択および効力の発生、ロシア連邦憲法の改正

一、国際条約の批准に関する連邦の法律は、ロシア連邦憲法第一〇五条、一〇六条、一〇七条に規定された手続きにしたがってロシア連邦議会両院により採択される。

二、ロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律は、ロシア連邦憲法第一〇八条に規定された手

続きにしたがってロシア連邦の両院によって採択される。

三、ロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律は、ロシア連邦および外国に対して、国際条約よりも早く効力を発しない。

四、ロシア連邦の構成員を定めるロシア連邦憲法第六五条一項の改正は、ロシア連邦への新規構成主体の加入に関する連邦の憲法的法律を基礎にしてなされ、ロシア連邦憲法の再訂版に際して考慮される。

第三章、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立手続き

第十条、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立の発議

一、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立の発議は、ロシア連邦の新規構成主体が樹立される領土にあるロシア連邦構成主体（以下、ロシア連邦の利害関係構成主体）である。

二、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する提案は、ロシア連邦大統領に提出される。その提案においては、新規構成主体の名称、地位および境界の提案、また新規構成主体の樹立に関連する社会的・経済的およびその他の結果の予測を基本として含まなければならない。同時に、付随する資料として以下のものが提出される。

a) ロシア連邦の国家権力機関および他のロシア連邦構成主体との関係で、ロシア連邦の利害関係構成主体の財産に関するロシア連邦の新規構成主体の法的継承性についての提案。

b) ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立が、当該年度の子算配分を予定していない場合、その新たな構成主体の樹立に関連する当該年度の連邦予算に関する連邦の法律の改正および追加の提案または次年度の連邦

予算案に対する提案。

c) ロシア連邦の新規構成主体の領土におけるロシア連邦の利害関係構成主体の国家権力機関の機能、またロシア連邦の新規構成主体の国家権力機関の編成に関する提案

d) ロシア連邦の新規構成主体の領土におけるロシア連邦の利害関係構成主体法律およびその他の規範的法令の効力に関する提案

e) ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題に関するロシア連邦の利害関係構成主体のレフェレンダムの期日提案についての報告書

三、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦を構成する新規構成主体について受理した提案を、上院、下院および連邦政府に提出し、必要な場合、それらと協議をする。

第十一条、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題に関するレフェレンダム

一、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題は、ロシア連邦の利害関係構成主体のレフェレンダムに付される。

二、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題に関する利害関係構成主体のレフェレンダムの期日指定、準備および施行は、レフェレンダムに関するロシア連邦の利害関係構成主体の法律にしたがって行なわれる。

三、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題が、三つもしくはそれ以上のロシア連邦の利害関係構成主体のレフェレンダムに付され、それらのうちの一つのロシア連邦構成主体において承認を得られなかった場合、一年以上を経過してから、初回のレフェレンダムの結果に関わりなくすべての利害関係構成主体において当該問題に関するレフェレンダムが再度施行され得る。

四、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立問題に関するロシア連邦の利害関係構成主体のレフェレンダムの結果に関する公式データは、ロシア連邦大統領に提出される。

第十二条、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律草案

一、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律草案は、ロシア連邦を構成する新たな構成主体の樹立問題に関するしかるべき決定がロシア連邦の利害関係構成主体のレフェレンダムにおいて採択された場合、下院に提出される。

二、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律草案は、ロシア連邦の新たな構成主体の名称、地位および境界を定める条文、本法第五条で規定されている場合のロシア連邦の利害関係構成主体（諸主体）の存在停止に関する条文、また以下で列挙する問題を規定する必要がある場合の、その期間を定めた経過規定の条文を含まなければならない。

a) 新規構成主体の国家権力編成。

b) ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立によって当該年度の予算配分が予定される場合、当該年度の連邦予算に関する連邦の法律の改正および追加。

c) ロシア連邦の国家権力機関、他のロシア連邦構成主体、外国および国際機関との関係で、ロシア連邦の利害関係構成主体の財産に関するロシア連邦の新たな構成主体の法的継承性。

d) ロシア連邦の新規構成主体の領土における連邦執行権力機関および連邦裁判所の地方機関の機能。

e) ロシア連邦の新規構成主体の領土におけるロシア連邦の利害関係構成主体の国家権力機関の機能。

f) ロシア連邦の新規構成主体の領土におけるロシア連邦の利害関係構成主体の法律およびその他の規範的法令

の効力。

第十三条、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律の採択、ロシア連邦憲法の改正

一、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律は、ロシア連邦憲法第一〇八条で規定されている手続にしたがってロシア連邦議会の両院で採択される。

二、ロシア連邦の構成員を定めるロシア連邦憲法第六五条の一の改正は、ロシア連邦を構成する新規構成主体の樹立に関する連邦の憲法的法律を基になされ、ロシア連邦憲法の再訂版において考慮される。

第四章 終章

第十四条 本法の効力発生

本法は、その公布の日から効力を発する。

注

(1) 税財政の問題を現代ロシアの連邦制や地方自治との関連で論じたものとして、『ユーラシア研究』第二〇号、一九九九年（ユーラシア研究所編・東洋書店）の以下の論文を参照。樹神成「ロシア連邦の政治における地方」、保坂哲郎「ロシア連邦と地方の予算法関係」。

(2) Anan'ii Volin, *Edinaia, no delimaia*, ([「単一だが分割可能」] *Nezavisimaja Gazeta* 【独立新聞】、一九九七年一月三十一日付)

(3) ただし、九三年憲法では、共和国の「主権」が積極的に否定されているとまではいえず、九二年三月の連邦条約も九三年憲法に反しない部分は効力をもつ。ただし、連邦条約のいかなる部分が九三年憲法に反しているのか、そもそも九三年憲法自体の解釈の仕方が一義的ではないため、九三年憲法体制下でも、連邦構成共和国に關して「制限的な主権」、「自己の権限内での主権」といった言い方は依然として様々な論者によってなされていた。

(4) 拙稿「現代ロシアの国家統一と民族関係立法(二)」(『神戸法学雑誌』第五三巻第一号、二〇〇三年)。

(5) *Rossiiskaia Gazeta* 「ロシア新聞」、一九九四年二月十七日号。

(6) Elizabeth Pascal, *Defining Russian Federalism*, Praeger, 2003, p. 2.

(7) *Rossiiskaia Gazeta* 「ロシア新聞」、一九九二年三月三十一日号。

(8) *Rossiiskaia Gazeta* 「ロシア新聞」、一九九二年三月七日号。また、シヤフライ(当時)ロシア副首相は、このレフェレンダム実施を「クレーダタの試み」と批判していた(*Pravda* 「イスヴェスチヤ」一九九二年三月一七日号)。

(9) 「ロシア連邦に統合され」とあるが、当のタタルスタン共和国憲法では、ロシア連邦に統合されるという文言ではなく、ロシア連邦と適合する *assotitsiia* という文言が用いられており、タタルスタン共和国憲法の自己規定のほうに、より国家連合的色彩を濃厚にうちだしている。

(10) *Rossiiskie Vesti* 「ロシア通報」、一九九四年二月二十六日号。

(11) *Konstitutsiia Rossiiskoi Federatsii*, Moskva, Iuridicheskaiia literatura, 2000. (『ロシア連邦憲法』、モスクワ、二〇〇〇年) なお訳に際しては、竹森正孝訳・解説「ロシア連邦憲法」(七月号、一九九六年)、『世界憲法集』(有心堂、第二版、一九九八年)の宮地芳範訳、森下敏男「現代ロシア憲法体制の展開」(信山社、二〇〇一年)、『解説 世界憲法集』(三省堂、第四版、二〇〇一年)の新美治一訳を参照した。

(12) 前掲、注五。

- (13) 九三年憲法第七八条二項は「連邦の執行機関は、ロシア連邦構成主体の執行機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦の法律に違反していない場合、その権限の一部の行使を連邦構成主体に委譲できる」と規定し、同条三項は、「ロシア連邦の構成主体の執行権力は、連邦の執行機関との協定により、その権限の一部を連邦の執行権力機関に委譲できる」と規定している。

(14) *Rossiiskaiia Gazeta* 「ロシア新聞」、一九九四年二月十七日号。

(15) *Nezavisimaiia Gazeta* 「独立新聞」、一九九四年二月十一日号。

(16) *Rais Tuzmukhamedov, Vladimir Pusogarov, Poveda, razdeleniia potovnu*, 「平等に分割された勝利」 *Nezavisimaiia Gazeta* 「独立新聞」、一九九四年二月二十五日号。

(17) *Nezavisimaiia Gazeta* 「独立新聞」、一九九四年三月一七日号。

(18) 同様な例は、「北方領土問題」にみられる、仮にソ連時代だったら共産党の決定によるならば、日本政府の主張する四島返還、さもなくば二島返還は可能であったかもしれない。しかし現在の「民主主義」のロシアでは、諸政党の意向、国民感情、州知事や州民の意向などを無視することができず、逆に返還は困難になった。また、フルシチョフ共産党書記長は、当時ロシア領であったクリミア自治共和国を、ロシアとウクライナの「友好」を記念して、ウクライナに「プレゼント」した。ソ連解体後もクリミアはウクライナ領である。現代のロシアだったら、そのような「プレゼント」はあり得ないだろう。

(19) 前者の発言は、*Nezavisimaiia Gazeta* 「独立新聞」、一九九三年七月七日、後者の発言は、*Sogodnia* 「今日」、一九九四年八月一二日号。なお、これらの発言の所在は、Steven Solnick, Will Russia Survive?; Center and Periphery in the Russian Federation (Barrett R. Rubin and Jack Snyder (ed.), *Post-Soviet Political Order*, Routledge, 1998.) に詳しい。なお、一般の州などでは「民族問題は生じない」という発言は、厳密にいえば、事実を反している。口

シア人(ルースキ)が多数派を占める州や地方の連邦構成主体は、エスニックなファクターに規定されて設立されたわけではないが、他の民族的少数者や、紛争から逃れてやってきた難民などにおいて、「民族問題」が生じることもある。

- (20) この権限区分条約は、バシコルトスタン政府のサイト「バシコルトスタンの立法」で閲覧可能(ロシア語)。http://www.lawfor.ru

- (21) 後に立法化される「ロシア連邦裁判システム法」では、連邦構成主体の憲法(憲章)裁判所と治安判事を除くと、連邦憲法裁判所はもちろんのこと、一般管轄の裁判所および経済紛争を扱う仲裁裁判所は連邦管轄であり、裁判官は連邦憲法および連邦の法律のみにしたがう。例えば、「○△共和国最高裁判所」というのも、それは共和国の管轄の裁判所ではなくて、連邦管轄である。ただし裁判官任命について、連邦構成主体に位置する連邦管轄の裁判所の裁判官がロシア連邦大統領によって任命される際、連邦構成主体の立法機関の同意が必要とされる(ロシア連邦裁判システム法第一二条六項)。検察機関については、ロシア連邦の検察機関は、「ロシア連邦検事総長への従属を伴う単一の集権的体系を構成する」(九三年憲法第一一九条一項)が、連邦構成主体の検察機関については、「連邦の構成主体の同意を得て」、ロシア連邦検事総長がこれを任命する(同条三項)。なお、現代ロシアの裁判システムについては、森下敏男「現代ロシアの司法改革」(『神戸法学年報』第一七号、二〇〇一年)を参照。

- (22) *Nezavisimaya Gazeta* 「独立新聞」、一九九四年八月四日号。
- (23) *Nezavisimaya Gazeta* 「独立新聞」、一九九六年四月二五日号。
- (24) V. A. Tishkov, *Etnologiya i politika*, Moskva, 2001, pp. 151-152. (ティンコフ「民族学と政治」モスクワ、二〇〇一年)
- (25) Steven L. Solnick, *Federal Bargaining in Russia, East European Constitutional Review*, Vol. 4, No. 4, 1995.

- (26) 「ロシア連邦森林法典の合憲性に関する連邦裁判所の判決（一九九八年一月九日）」 *Sobranie zakonodatel'stva Rossiiskoi Federatsii*, 1998, No.3, St.429.
- (27) N. V. Varlanova, *Sovremennyi Rossiiskii Federalizm: Konstitutsionalnaia model i politiko-pravovoiia dinamika*, Moskva, 2001, p.35. (ヴァルラーモヴァ「現代ロシア連邦制：憲法的モデルと政治的・法的ダイナミズム」、モスクワ、二〇〇一年)
- (28) Iurii Biriukov, *Prokuratura bystogo reagirovaniia* (「迅速に反応する検察」 *Nezavisimaa Gazeta* 【独立新聞】、二〇〇一年二月二十八日号)
- (29) ロシア連邦憲法裁判所の活動の概論については、N. V. Vinuk, *Konstitutsionnoe Pravoosuzhie v Rossii, 1991-2000*, Moskva, 2001. (ザイトルーク「ロシアにおける憲法裁判（一九九一年から二〇〇一年まで）」、モスクワ、二〇〇一年) を参照。
- (30) *Rossiiskie vesti* 「ロシア通報」、一九九六年七月二五日号。
- (31) *Rossiiskaa Federatsiia* 「ロシア連邦」、一九九七年第五号、一五頁。
- (32) *Gosudarstvennaia Duma: Sennogramma zasedanii*, Tom 19, 1996, p. 429-446. (『国家会議 議事録』第十九巻、一九九六年)。一方の政府草案は大統領全権代表のA・コテンコフによって趣旨説明がなされ、他方の草案は、会派「ロシアの選択」のV・ミハイロフ議員によって趣旨説明がなされた。しかしその時の議事録を読んでも、両者の顕著な相違というものは明らかでなく、ともに理念として九三年憲法の優位を語っている。
- (33) *Sobranie zakonodatel'stva Rossiiskoi Federatsii*, No.2, 1996, St.1058.
- (34) *Gosudarstvennaia Duma: Sennogramma zasedanii*, Tom 8 (31), 1999, p. 80-81. (『国家会議 議事録』第十九巻、一九九九年)

- (35) これは、ルイセンコ議員の個人サイト (<http://www.duma.gov.ru/lysenko/>) の中で掲載された *Neokhodimo sokhranenie nashoi Federatsii* (「われわれの連邦を維持する必要がある」) の中で指摘されていたものである。
- (36) *Gosudarstvennaia Duma: Sviatogramma zasedanii*, Tom 18 (41), 1999, p. 304-305. (『国家会議 議事録』第十九巻、一九九九年)
- (37) *Gosudarstvennaia Duma: Sviatogramma zasedanii*, Tom 25 (48), 2000, p. 446. (『国家会議 議事録』第十九巻、二〇〇〇年)
- (38) 前掲、注二六、「ロシア連邦森林法典の合憲性審査に関するロシア連邦憲法裁判所の判決(一九九八年一月九日)」。
- (39) 樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集・第四版』(三省堂、二〇〇一年) 所収の初宿正典訳を参照した。
- (40) *Gosudarstvennaia Duma: Sviatogramma zasedanii*, Tom 8 (31), 1999, p. 87/Tom 13 (36), 1999, p. 420-427. (『国家会議 議事録』第八巻および第十三巻、一九九九年)
- (41) *Sobranie Zakonodatel'stva Rossiiskoi Federatsii*, 1999, No.26, St.3176.
- (42) 九三年憲法第一〇四条一項では、連邦大統領にも立法発議権が付与されている。
- (43) 九三年憲法では、下院で採択された法律草案が上院の議員総数の賛成がない場合でも、上院が一四日以内に審議を行なわない場合、上院が法律草案を承認したものとみなす、という規定(第一〇五条四項)の他、下院の決定に上院が同意しない場合、下院の議員総数の三分の二以上が再投票によって賛成した場合、法律草案が採択されたものとみなされる(同五項)。
- (44) *Parlamentnaia Gazeta* 「議会新聞」、二〇〇〇年五月一九日号。
- (45) 前掲、注二七文献、p.51.
- (46) 森下敏男「現代ロシアの司法制度改革」、『神戸法学年報』第二十七号、二〇〇一年。

- (47) 前掲、注二七文献、p. 58.
- (48) 同前、p. 60.
- (49) *Sovremie zakonodatel'stva Rossijskoi Federatsii*, No. 29, 2000, St. 2112.
- (50) 前掲、注二七文献、p. 74.
- (51) Mikhail Guboglo, *Mozhet li drugajai orol letat' c odnomu krylom?* Moskva, 2000, p. 12. (ミハイル・グボグロ「双頭の鷲は一つの翼で飛べるのか?」モスクワ、二〇〇〇年)
- (52) *Parlamentskaia Gazeta* 「議会新聞」二〇〇〇年六月三日号。
- (53) 前掲、注二七文献、p. 75.
- (54) *Sovremie zakonodatel'stva Rossijskoi Federatsii*, No. 33, 2000, St. 3356.
- (55) なおこの省令の原文自体を筆者は直接確認できていないので、省令の内容に関しては、前掲、注二七文献 pp. 77-78 の解説を参照した。
- (56) 「法律鑑定」についての統計は、連邦司法省のサイトで公開されている。http://www.minjust.ru/
- (57) *Vestnik Konstitucionnogo Suda Rossijskoi Federatsii*, S/2002.
- (58) 連邦制と同時に地方自治が争点となったいわゆる「ウドムルチャ事件」(連邦憲法裁判所一九九七年一月二四日の判決)の分析については、松里公孝「ウドムルチャ事件とは何か」(「タタルスタン、ウドムルチャにおける国家建設とエリート」、北海道大学スラブ研究センター研究報告書、一九九九年)。
- (59) *Sobranie zakonodatel'stva Rossijskoi Federatsii*, No. 25, 2000, St. 2728.
- (60) 同三条三項は次のように規定する。「土地およびその地下資源、水資源、動植物は、当該共和国の領土に居住する諸民族の財産(所有)である。土地、地下資源、水資源その他の天然資源の占有、利用および処分は、ロシア連邦の

立法原則および連邦構成共和国の立法によって規定される。連邦国家権力機関と連邦構成共和国の国家権力機関との間で相互条約によって連邦の天然資源の地位が決定される。」*Federalnyi dogovor, dokumenty, kommentarii*, Moskva, 1992. (『連邦条約』、コメンタール、モスクワ、一九九二年)

(61) *Parlamentnaya Gazeta* 「議会新聞」二〇〇〇年九月二十八日号。

(62) 二〇〇一年二月一四日の改正。なお、アルタイ共和国憲法条文は、アルタイ共和国の公式サイトで閲覧可能(ロシア語)。http://www.alai-republic.com/index_rus.htm

(63) *Sbornik zakonodatel'stva Rossijskoj Federatsii*, No.29, 2000, SC3117.

(64) なお、筆者は、これらの共和国憲法裁判所の判決の原文を参照できていないため、前掲注二七文献のヴァルラーモヴァの解説によった。

(65) バシコルトスタン共和国現行憲法については、同共和国の公式サイト(<http://www.bashkortostan.ru/>)、タタルスタン共和国現行憲法については、同共和国の公式サイト(<http://www.tatar.ru/>)で閲覧可能。

(66) Ju. H. Dorozkin, *Konstitutsionnye transformatsii v respublikhe Bashkortostan. Soisiel'no-Gumanitarnye znaniia*, 3/2003. (『ローシキン「バシコルトスタン共和国の憲法的展開」』、『社会・人文学』二〇〇三年第三号)

(67) 「アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、イングーシェチヤ共和国、コミ共和国、北オセチヤ共和国(アラニヤ)およびタタルスタン共和国の個別の憲法規定のロシア連邦憲法適合性についての下院議員団の照会に関する二〇〇〇年六月二七日ロシア連邦憲法裁判所の決定 *opredelenie* の公式説明についての沿ヴォルガ連邦管区の連邦大統領全権代表の陳情に関するロシア連邦憲法裁判所の決定 *opredelenie* (二〇〇一年四月一九日)」*Rossiiskaya Gazeta* (『ロシア新聞』)二〇〇一年五月一六日号。

(68) 「アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、イングーシェチヤ共和国、コミ共和国、北オセチヤ共和国(アラ

ニヤ) およびタタルスタン共和国の個別の憲法規定のロシア連邦憲法適合性についての下院議員団の照会に関する二〇〇〇年六月二七日ロシア連邦憲法裁判所の決定 *opredeleniye* の公式説明を求める沿ヴォルガ連邦管区の連邦大統領全権代表の陳情に関するロシア連邦憲法裁判所の二〇〇一年四月一九日の決定の公式説明を求めるバシコルトスタン共和国大統領の陳情に関するロシア連邦憲法裁判所の決定 *opredeleniye* (二〇〇一年二月六日)」

- (69) 「ロシア連邦憲法第五條、十一條、七一條、七二條、七三條、七六條および七八條の解釈についてのバシコルトスタン共和国国家會議クルルタイの質問に関するロシア連邦憲法裁判所の決定 *opredeleniye* (二〇〇一年二月六日)」

(70) 前掲、注六五。

- (71) この判決については、前掲、注六五のタタルスタン共和国の公式サイトで閲覧できる(ロシア語)。

- (72) この憲法における「制限主権」については、V. Cherepanov, *Osnovy principy Konstitutsii Chechenskoi Respubliki, Rossiiskaya Iustitsiya*, No.8, 2003. (チェレパノフ「チェチェン共和国憲法の基本原則」『ロシア司法』二〇〇三年第八号)

- (73) この憲法ではチェチェン共和国統治機構の公式サイトで閲覧できる(ロシア語)。http://chechnya.gov.ru/

- (74) 山内聰彦「ドキュメント・プーチンのロシア」NHK出版、二〇〇三年、二五頁。

- (75) *Sobremennye zakonodatel'stva Rossiiskoi Federatsii*, No.52 (ch.1), 2001, St.4916. この法律について論じたものとしては、S. A. Avak'ian, *Izmeneniye statusa suv'ekt Rossiiskoi Federatsii: problemy i puti ikh resheniya*, *Vestnik MGU*, ser.11, Pravov, No.2, 2003. (アヴァキヤン「ロシア連邦構成主体の地位変更 その諸問題と解決の道」)、『モスクワ大学通報』法学、二〇〇三年第二号)

- (76) この問題については、コーカサス諸国、アゼルバイジャンの卓「家の廣瀬陽子氏に示唆をいただいた。

- (77) *Nezavisimaya Gazeta* 「独立新聞」二〇〇三年二月一日、*Rossiiskaya Gazeta* 「ロシア新聞」二〇〇三年二

月九日号。

(76) 同前。

(79) *Izvestia* 「イズヴェスチヤ」、二〇〇三年二月九日号。

(80) *Izvestia* 「イズヴェスチヤ」、二〇〇三年二月九日号。

(81) カール・マルクス(植村邦彦訳)「ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日」(初版新訳、大田出版、一九九六年)。

(82) 下院採択、一九九九年九月二日、大統領署名、同年一〇月六日。その後、六度改正される。出典は、*Sobremennye zakony Rossiiskoi Federatsii*, N.42, St.5005, 1999/N.31, St.3205, 2000/N.7, St.608, 2001/N.19, St.1792, 2002/N.30, St.3024, 2002/N.50, St.4930, 2002/*Russkaja Gazeta*, N.131, 2003.

(83) *Russkaja Gazeta* 「ロシア新聞」、二〇〇三年七月八日号。

(84) 下院採択、二〇〇一年一月三〇日、上院承認、同年二月五日、大統領署名、同年二月一七日。出典については、前掲、注七五。

(85) ロシア連邦憲法第六十五条二項は以下の通り。「ロシア連邦への加入および新規構成主体の樹立は、連邦の憲法的法律の定める手続きによってこれを行う」。

(86) ロシア連邦憲法一三七条二項は以下の通り。「共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の名称が変更された場合は、ロシア連邦構成主体の新しい名称をロシア連邦憲法六五条に規定する」。すなわち既存の連邦構成主体の名称変更と、複数の連邦構成主体の統合による新規連邦構成主体の樹立とは異なるということである。

(87) ロシア連邦憲法第一〇八条は次の通り。「①連邦の憲法的法律は、ロシア連邦憲法の定める問題についてこれを制定する。②連邦の憲法的法律は、それが上院の議員総数の四分の三以上の多数、および下院の議員総数の三分の二以

上の多数によって承認された場合に、これを採択されたものとみなす。採択された連邦の憲法的法律は、一四日以内にロシア連邦大統領がこれに署名し、公布する。」